

**高校生等に対する
修学支援制度ガイドブック**

平成31年4月

兵庫県教育委員会事務局 財務課

はじめに

兵庫県及び県内各市町においては、経済的な理由により修学が困難な方に対して奨学資金の貸与などにより修学を奨励しております。

近年の経済的不況に起因する失業、倒産、災害等による経済的負担増など、さまざまな要因により高校生等のみなさんの修学に影響を与える状況があります。

このため、高校生等のみなさんが安心して勉学に打ち込めるよう環境づくりを支援するため、本県及び県内各市町の「修学支援制度」をまとめたガイドブックを作成しました。

本ガイドブックがその支援の一助となれば幸いと考えております。

◇ 目 次 ◇

ページ

○ 兵庫県の各部局が所管する事業一覧……………	1
○ 兵庫県の各部局が所管する事業……………	4
○ 兵庫県の各市町が所管する事業一覧……………	23
○ 兵庫県の各市町が所管する事業……………	28

兵庫県の一部局が所管する事業一覧

1. 公立高校

名称	貸与・支給の別	対象者	ページ
高等学校等就学支援金(授業料充当金) 【公立分】	支給(授業料との相殺又は還付)	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が507,000円未満(年収目安:910万円程度未満)であること	4
高等学校等授業料減免制度 【県立】	授業料納付の免除又は減額	次のいずれかに該当する場合 (1)児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している者 (2)市町村民税の所得割の納税義務がある保護者等を含まない世帯に属している者 (3)留学することを許可された者 (4)定時制又は通信制課程に在籍する勤労生徒で、学費の負担が困難な者 (5)(1)から(4)に掲げる者のほか、経済的事情により、学費の負担が著しく困難となった者又はその子弟 (6)交通遺児等であって、当該交通遺児等又はその学費を負担する者の生活が困窮していること (7)就学支援金制度で定める支給限度月数を超過して在学する者であって、就学支援金制度で定める受給資格要件のうち支給限度月数を除いた要件を全て満たす者 (8)通信制の課程に在籍し、就学支援金制度で定める受給資格要件のうち支給限度単位数を除いた要件を全て満たす者で、履修申込み時において、履修単位数が74単位未満で履修申込単位数が74単位を超過して履修申込みを行う者 (9)前各号に掲げる者のほか、その他特別な理由により、教育長が特に必要と認める者	5
高校生等奨学給付金(奨学のための給付金) 【公立分】	支給	次の要件全てを満たす世帯の保護者等 (1)高等学校等就学支援金(以下、「支援金」という。)制度の対象である国公立高校等(特別支援学校を除く)の生徒の保護者等であること。 (2)保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。 (3)保護者等が兵庫県内に住所を有していること。 ただし、以下の場合は対象外とする。 ・平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在籍している場合 ・当年度7月1日現在、就学支援金の受給資格が無い場合 ・当年度7月1日現在、休学している場合 ・当年度7月2日以降に入学(編・転入学を含む。)した場合 ・保護者が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合 ・保護者の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合	6
高等学校等学び直し支援金(授業料充当金) 【公立分】	支給(授業料との相殺又は還付)	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (5)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者 (8)保護者全員の市町民税所得割額と都道府県民税所得割額の合算が507,000円未満(年収目安:910万円程度未満)であること	7,8

2. 私立高校

名称	貸与・支給の別	対象者	ページ
高等学校等就学支援金【私立分】	支給(授業料との相殺又は還付)	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が507,000円未満(年収目安:910万円程度未満)であること	9
私立高等学校等生徒授業料軽減補助	支給(授業料との相殺又は還付)	兵庫県及び近隣府県(大阪府・京都府・岡山県・鳥取県、奈良県、滋賀県、和歌山県、徳島県)に設置されている私立高等学校・中等教育学校の後期課程(いずれも通信課程を除く。)及び県内の専修学校・各種学校の高等課程に就学する生徒の保護者で、10月1日現在、次の両方に該当する場合 ①保護者(学校教育法第16条に定める子に対して親権を行うもの)が兵庫県在住であること。(生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません。) ②前年収入に基づく当年度の保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が257,500円未満であること ※標準的な4人世帯(給与所得者)で年収が概ね590万円未満となる場合が該当します。 ※下線の県については、平成31年度入学生から対象	10
私立高等学校等奨学給付金(奨学のための給付金)【私立分】	支給	次の要件全てを満たす世帯の保護者等 (1)高等学校等就学支援金(以下、「支援金」という。)制度の対象である私立高校等(特別支援学校を除く)の生徒の保護者等であること。 (2)保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。 ただし、以下の場合は対象外とする。 ・平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在籍している場合 ・当年度7月1日現在、就学支援金の受給資格が無い場合 ・当年度7月1日現在、休学している場合 ・当年度7月2日以降に入学(編・転入学を含む。)した場合 ・保護者が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合 ・保護者の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合	11
私立高等学校等入学資金貸付	貸与(在学中の3年間で返済・無利子)	私立高等学校(通信制を除く。)及び県内の専修学校の高等課程に入学する生徒の学資負担者で、兵庫県内に住所を有し、収入に基づく市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が257,500円未満であって、経済的理由から入学時の納付金を一括で納付することが困難な者 ※ただし、所得割額の基準を超えても、特別の事情に該当する場合は貸付対象となる場合あり	12
私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助	支給(授業料との相殺又は還付)	県内及び隣接府県の私立小・中・高校(いずれも通信制を除く。)及び県内の専修学校・各種学校の高等課程等に在籍する生徒の保護者で、県内に住所を有し、経済的不況に起因する失業、倒産の理由から所得が一定金額未満となる見込の者	13
高等学校等学び直し支援金【私立分】	支給(授業料との相殺又は還付)	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校(※)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (5)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者 (8)保護者全員の市町民税所得割額と都道府県民税所得割額の合算が507,000円未満(年収目安:910万円程度未満)であること ※兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施	14

3. 共通

名 称	貸与・支給の別	対象者	ページ
高等学校奨学資金貸与事業	貸与 (無利子)	次のすべての要件を満たす者 (1) 学校教育法に基づく次の学校に在学していること ア 高等学校 イ 中等教育学校(後期課程) ウ 高等専門学校 エ 特別支援学校(高等部) オ 専修学校(高等課程) (2) 申請者の生計を主として維持する方(保護者等)が、県内に住所を有していること (3) 勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する者の収入が別に定める基準額以下であること	15,16
勤労生徒奨学資金貸与事業	貸与 (無利子)	県内の定時制若しくは通信制高等学校に在学する者又は広域の通信制課程に在学する者(県内に住所を有する者に限る)	17
生活福祉資金 (教育支援資金)	貸与 (無利子)	次の3つの要件にすべて当てはまる世帯 (1) 兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住している世帯 (2) 低所得世帯(世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯) (3) 世帯内の学生の高等学校や大学等への進学・在学にあたり、その学費の捻出のため他からの融資を受けることが困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯	18
生活保護制度による 生業扶助 (高等学校等就学費)	支給	生活保護法による被保護世帯で、高等学校等に就学する(している)者	19
母子父子寡婦福祉資金貸付金	貸与 (無利子)	県内(神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市及び明石市を除く)に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって現に児童を扶養している者	20
勤労者教育支援資金 融資制度	貸与 (年1.2%、保証料別途)	県内に在住又は在勤し、就学予定又は就学中の家族を持つ勤労者で貸付の要件を満たす者	21
離職者生活安定資金 融資制度(臨時生活資金)	貸与 (年1.0%、保証料別途)	県内在住の自己の責任によらない理由により離職を余儀なくされた労働者で貸付の要件を満たす者	22

兵庫県の一部局が所管する事業

事業名	高等学校等就学支援金(授業料充当金)【公立分】			
事業主体	文部科学省			
事業概要・目的	全ての意思ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度			
貸与・支給の別	支給(授業料との相殺又は還付)			
対象者	次の要件を全て満たす者 (1)高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)保護者全員(原則、父母)の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が507,000円未満(年収目安:910万円程度未満)であること			
採用要件	学力要件等	なし		
	経済要件	保護者全員(原則、父母)の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が下表のとおりの場合		
		保護者の所得割額合計	支給額	備考
		507,000円未満 (年収目安:910万円未満)	支給額欄のとおり	市立高等専門学校のみ適用
85,500円以上257,500円未満 (年収目安:350～590万円未満程度)		支給額欄の1.5倍の額		
85,500円未満 (年収目安270万～350万円未満程度)	支給額欄の2倍の額			
0円(非課税) (年収目安:270万円未満程度)	支給額欄の2.5倍の額			
保証人	不要			
併給禁止等	なし			
支給額	【県立学校の場合】 ○全日制課程 : 9,900円/月 ○定時制課程 : 2,700円/月 ○通信制課程 : 310円/単位 ※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学校の授業料月額の高い方の額を支給 ※市立高等専門学校については、世帯の収入状況に応じ、1.5倍～2.5倍までの加算額を支給(高等専門学校の授業料月額が上限)			
貸付利息	-			
支給時期	学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払いに充てるため、生徒・保護者には直接支払われない。			
申請時期	入学年度4月及び毎年度6～7月 上記日に申請しなかった場合や、保護者に変更があった場合は随時申請(届出)可(提出した月又は翌月分から支給)			
申請書類	【申請時(入学年度4月、所得制限に該当した場合はその翌7月)】 ・申請書 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など) 【継続手続き時(毎年7月頃)】 ・収入状況届出書 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など)			
返還期間	返還不要			
大学等進学時の返還猶予	返還不要			
申込先	在籍する学校			
問い合わせ先	在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-341-7711) 内線5636			
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局 財務課			

事業名	高等学校等授業料減免制度【県立】						
事業主体	兵庫県教育委員会						
事業概要・目的	経済的理由等により授業料の納付が困難な世帯に対して、納付の免除又は減額を実施することで経済的負担を軽減する制度						
貸与・支給の別	納付義務の免除又は減額						
対象者	次のいずれかに該当する場合 (1) 児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している者 (2) 市町村民税の所得割の納税義務がある保護者等を含まない世帯に属している者 (3) 留学することを許可された者 (4) 定時制又は通信制課程に在籍する勤労生徒で、学費の負担が困難な者 (5) (1)から(4)に掲げる者のほか、経済的事情により、学費の負担が著しく困難となった者又はその子弟 (6) 交通遺児等であつて、当該交通遺児等又はその学費を負担する者の生活が困窮していること (7) 就学支援金制度で定める支給限度月数を超過して在学する者であつて、就学支援金制度で定める受給資格要件のうち支給限度月数を除いた要件を全て満たす者 (8) 通信制の課程に在籍し、就学支援金制度で定める受給資格要件のうち支給限度単位数を除いた要件を全て満たす者で、履修申込み時において、履修単位数が74単位未満で履修申込単位数が74単位を超過して履修申込みを行う者 (9) 前各号に掲げる者のほか、その他特別な理由により、教育長が特に必要と認める者						
採用要件	学力要件等	なし					
	経済要件	対象者欄(2)については、保護者等(原則父母)の市町村民税所得割額の合計が0円であること 対象者欄(4)の勤労生徒とは、原則として、経常的な収入を得る職業についており、年間収入が100万円を超える者であること 対象者欄(5)については、年収目安が4人世帯で450万円未満程度であること 対象者欄(7)(8)については、高等学校等就学支援金と同様の所得基準を満たしていること 対象者欄(6)の対象については、学校へ問い合わせること					
	保証人	不要					
併給禁止等	なし(ただし、高等学校等就学支援金の認定を受けている場合は対象外)						
支給額	免除又は一部減額された場合の授業料額は次のとおり						
	校種	通常の金額	免除の場合				
			減額の場合				
			金額	該当区分 [対象者欄]	備考	金額	該当区分 [対象者欄]
全日制	月額9,900円	0円	(1)~(3) (5)~(7)(9)	(5)は年収目安が450万円未満程度	4,950円	(5)(9)	(5)は年収目安が560万円未満程度
定時制	月額2,700円		(1)~(7)(9)	(7)(8)は年収目安が910万円未満程度	—	—	—
通信制	1単位310円		(1)~(9)				
貸付利息	—						
支給時期	授業料の納付を免除又は減額する制度であり、現金支給はされない						
申請時期	在学中随時申請可(認定された場合は申請月の翌月分から支給) ※1度認定されても、毎年7月頃に再度手続きが必要						
申請書類	【申請時】 ・申請書 ・所得課税証明書 ・住民票記載事項証明書 ・その他、申請理由等を確認する書類						
返還期間	—						
大学等進学時の返還猶予	—						
申込先	在籍する県立学校						
問い合わせ先	在籍する県立学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-341-7711) 内線5636						
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局 財務課						

事業名	高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)【公立分】	
事業主体	兵庫県教育委員会	
事業概要・目的	全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等のいる低所得世帯の保護者等に対して高校生等奨学給付金を支給する。	
貸与・支給の別	支給	
対象者	<p>次の要件全てを満たす世帯の保護者等</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金(以下、「支援金」という。)制度の対象である国公立高校等(特別支援学校を除く)の生徒の保護者等であること。</p> <p>(2) 保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。</p> <p>(3) 保護者等が兵庫県内に住所を有していること。</p> <p>ただし、以下の場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在籍している場合 ・当年度7月1日現在、就学支援金の受給資格が無い場合 ・当年度7月1日現在、休学している場合 ・当年度7月2日以降に入学(編・転入学を含む。)した場合 ・保護者が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合 ・保護者の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合 	
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額が非課税(0円)又は生活保護制度の生業扶助受給世帯
	保証人	—
併給禁止等	—	
支給額	<p>(1) 生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている世帯: 32,300円(年額)</p> <p>(2) 保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額が非課税である世帯((1)、(3)に該当する場合を除く。)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 通信制以外の高等学校等に通う高校生等のいる世帯: 82,700円(年額)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 通信制の高等学校等に通う高校生等のいる世帯: 36,500円(年額)</p> <p>(3) 保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額が非課税である世帯で、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等のいる世帯((1)に該当する場合を除く。)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 通信制以外の高等学校等に通う高校生等のいる世帯: 129,700円(年額)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 通信制の高等学校等に通う高校生等のいる世帯: 36,500円(年額)</p>	
貸付利息	—	
支給時期	9月下旬以降	
申請時期	兵庫県教育委員会が指定する日(7月)	
申請書類	<p>高校生等奨学給付金受給申請書</p> <p>[添付書類]</p> <p>生業扶助受給世帯の場合: 生業扶助の措置状況証明書 など</p> <p>市町民税所得割額と県民税所得割額が非課税世帯の場合: 保護者全員の課税証明書、健康保険証(写) など</p>	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	<p>県内国公立学校の場合: 高校生の在籍する学校</p> <p>県外国公立学校の場合: 兵庫県教育委員会事務局 財務課</p> <p>※私立学校の場合はP11を参照</p>	
問い合わせ先	<p>県内国公立学校の場合: 高校生の在籍する学校</p> <p>県外国公立学校の場合: 兵庫県教育委員会事務局 財務課(TEL 078-341-7711) 内線5636</p>	
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局 財務課	

事業名	高等学校等学び直し支援金(授業料充当金)【公立分】			
事業主体	兵庫県教育委員会			
事業概要・目的	高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間である36月(定時制・通信制課程は48月)の経過後も卒業までの間継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。			
貸与・支給の別	支給(授業料との相殺又は還付)			
対象者	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (3)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (4)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (5)高等学校等を退学したことがある者 (6)学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者 (7)保護者全員(原則、父母)の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が507,000円未満(年収目安:910万円程度未満)であること			
採用要件	学力要件等	なし		
	経済要件	保護者全員(原則、父母)の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が下表のとおりの場合		
	保証人	不要		
		保護者の所得割額合計	支給額	備考
		507,000円未満 (年収目安:910万円未満)	支給額欄のとおり	
		85,500円以上257,500円未満 (年収目安:350～590万円未満程度)	支給額欄の1.5倍の額	市立高等専門学校のみ適用
		85,500円未満 (年収目安270万～350万円未満程度)	支給額欄の2倍の額	
		0円(非課税) (年収目安:270万円未満程度)	支給額欄の2.5倍の額	
併給禁止等	なし(ただし、授業料にあてられるものであるため、既に授業料の納付義務がない場合は対象外)			
支給額	【県立学校の場合】 ○全日制課程 : 9,900円/月 ○定時制課程 : 2,700円/月 ○通信制課程 : 310円/月 ※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学校の1ヶ月あたりの授業料月額の低い方の額を支給 ※市立高等専門学校については、世帯の収入状況に応じ、1.5倍～2.5倍までの加算額が支給される。(ただし、高等専門学校の授業料月額が上限)			
貸付利息	-			
支給時期	学校設置者が代わって受領し、授業料の支払いにあてるため、生徒・保護者へ直接支払われるものではない。			
申請時期	入学年度4月及び毎年度6～7月 上記日に申請しなかった場合も随時申請(届出)可(提出した月又は翌月分から支給)			
申請書類	【申請時】 ・申請書 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など) 【継続手続き時(毎年7月頃)】 ・収入状況届出書 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など)			

返還期間	返還不要
大学等進学時の返還猶予	返還不要
申込先	在籍する学校
問い合わせ先	在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-341-7711) 内線5636
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局 財務課

事業名	高等学校等就学支援金【私立分】											
事業主体	文部科学省											
事業概要・目的	全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度											
貸与・支給の別	支給(授業料との相殺又は還付)											
対象者	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>(1)兵庫県内の私立高等学校(※)に在籍していること</p> <p>(2)日本国内に住所を有すること</p> <p>(3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと</p> <p>(4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること</p> <p>(5)保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が507,000円未満(年収目安:910万円程度未満)であること</p> <p>※兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施</p>											
採用要件	学力要件等	なし										
	経済要件	<p>保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が下表のとおりの場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保護者の所得割額合計</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>257,500円以上507,000円未満 (年収目安:910万円未満程度)</td> <td>支給額欄のとおり</td> </tr> <tr> <td>85,500円以上257,500円未満 (年収目安:350～590万円未満程度)</td> <td>支給額欄の1.5倍の額</td> </tr> <tr> <td>85,500円未満 (年収目安:270～350万円未満程度)</td> <td>支給額欄の2倍の額</td> </tr> <tr> <td>0円(非課税) (年収目安:270万円未満程度)</td> <td>支給額欄の2.5倍の額</td> </tr> </tbody> </table>	保護者の所得割額合計	支給額	257,500円以上507,000円未満 (年収目安:910万円未満程度)	支給額欄のとおり	85,500円以上257,500円未満 (年収目安:350～590万円未満程度)	支給額欄の1.5倍の額	85,500円未満 (年収目安:270～350万円未満程度)	支給額欄の2倍の額	0円(非課税) (年収目安:270万円未満程度)	支給額欄の2.5倍の額
	保護者の所得割額合計	支給額										
257,500円以上507,000円未満 (年収目安:910万円未満程度)	支給額欄のとおり											
85,500円以上257,500円未満 (年収目安:350～590万円未満程度)	支給額欄の1.5倍の額											
85,500円未満 (年収目安:270～350万円未満程度)	支給額欄の2倍の額											
0円(非課税) (年収目安:270万円未満程度)	支給額欄の2.5倍の額											
保証人	不要											
併給禁止等	なし											
支給額	<p>○全日制課程 : 9,900円/月</p> <p>○通信制課程 : 4,812円/単位</p> <p>※履修単位等によって異なることがあるため、詳細は在籍(予定)の通信制高等学校にお問い合わせ下さい</p> <p>※世帯の収入状況に応じ、1.5倍～2.5倍までの加算額を支給(高等学校等の授業料月額が上限)</p>											
貸付利息	-											
支給時期	支給方法(授業料や学校納付金との相殺又は保護者への振込)や支給時期は学校により異なります。生徒が在籍する学校にお問い合わせください。											
申請時期	入学年度4月及び毎年度6～7月 上記期日に申請しなかった場合や、保護者に変更があった場合は随時申請(届出)可(提出した月又は翌月分から支給)											
申請書類	<p>【申請時(入学年度4月、所得制限に該当した場合はその翌7月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・マイナンバーが分かる書類(マイナンバーカードの写し等を指定台紙に貼付したもの) <p>【継続手続き時(7月頃)、マイナンバーを提出していない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入状況届出書 ・マイナンバーが分かる書類 											
返還期間	返還不要											
大学等進学時の返還猶予	返還不要											
申込先	在籍する学校											
問い合わせ先	在籍する高等学校等又は 兵庫県企画県民部管理局私学教育課 (TEL 078-341-7711 内線2527[高等学校]、内線2698[専修学校、各種学校])											
事業担当課	兵庫県企画県民部管理局私学教育課											

事業名	私立高等学校等生徒授業料軽減補助							
事業主体	兵庫県							
事業概要・目的	私立高等学校、私立中等教育学校の後期課程及び専修学校・各種学校の高等課程に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保するための制度							
貸与・支給の別	支給(授業料との相殺又は還付)							
対象者	<p>兵庫県及び近隣府県(大阪府・京都府・岡山県・鳥取県・奈良県・滋賀県・和歌山県・徳島県)に設置されている私立高等学校・中等教育学校の後期課程(いずれも通信課程を除く。)及び県内の専修学校・各種学校の高等課程に就学する生徒の保護者で、10月1日現在、次の両方に該当する場合</p> <p>①保護者(学校教育法第16条に定める子に対して親権を行うもの)が兵庫県在住であること。(生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません。)</p> <p>②前年収入に基づく当年度の保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が257,500円未満であること ※標準的な4人世帯(給与所得者)で年収が概ね590万円未満となる場合が該当します。</p> <p>※下線の県については、平成31年度入学生から対象</p>							
採用要件	学力要件等	進級又は卒業の見込みのある生徒の保護者						
	経済要件	対象者欄に記載のとおり						
	保証人	-						
併給禁止等	-							
軽減される額	保護者の所得等 (保護者全員の合算)		軽減額(年額)					
			兵庫県内の 私立高等学校			兵庫県内専修学校・各種学校の 高等課程		
			H31 入学生	H30 入学生	H29 入学生	H31 入学生	H30 入学生	H29 入学生
	生活保護世帯		100,000円	100,000円	82,000円	50,000円	50,000円	41,000円
	保護者全員の市町 民税所得 割額と県 民税所得 割額の合 算	0円						
		85,500円未満						
	257,500円未満	87,000円	54,000円	21,000円	43,500円	27,000円	10,500円	
<p>※県外高校は県内高校の1/4の単価</p> <p>※ただし、相互実施の場合(京都府・奈良県内高校)は本県向け補助額と同額</p> <p>※平成31年度から新たに対象となる奈良県、滋賀県、和歌山県、徳島県は、平成31年度入学生から対象</p>								
貸付利息	-							
支給時期	授業料軽減の対象者として決定された場合は、軽減額等が学校から通知されます。 ※軽減の実施(県から学校への補助金の振り込み)は、12月～翌年1月頃							
申請時期	在籍している学校が定める日							
申請書類	授業料軽減申請書、その他学校が指定する書類							
返還期間	-							
大学等進学時の返還猶予	-							
申込先	私立高等学校、専修学校、各種学校							
問い合わせ先	在籍する高等学校等又は 兵庫県企画県民部管理局私学教育課 (TEL 078-341-7711 内線2527[高等学校]、内線2698[専修学校、各種学校])							
事業担当課	兵庫県企画県民部管理局私学教育課							

事業名	高等学校等奨学給付金(奨学のための給付金)【私立分】			
事業主体	兵庫県			
事業概要・目的	全ての意志ある私立高校等の生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高校等の生徒のいる低所得世帯の保護者等に対して奨学給付金を支給する。			
貸与・支給の別	支給			
対象者	<p>次の要件全てを満たす世帯の保護者等</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金(以下、「支援金」という。)制度の対象である私立高校等(特別支援学校を除く)の生徒の保護者等であること。</p> <p>(2) 保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。</p> <p>ただし、以下の場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在籍している場合 ・当年度7月1日現在、就学支援金の受給資格が無い場合 ・当年度7月1日現在、休学している場合 ・当年度7月2日以降に入学(編・転入学を含む。)した場合 ・保護者が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合 ・保護者の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合 			
採用要件	学力要件等	なし		
	経済要件	保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯		
	保証人	-		
併給禁止等	-			
支給額	区分		支給額(年額)	
			全日制・定時制	通信制
	生活保護(生業扶助)		52,600円	52,600円
	保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円	<p>下記を除く高校生等 (※保護者が生徒を扶養していない場合、この区分となります)</p> <p>(1)2人目以降の高校生等 (2)当該世帯に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹(高校生等以外)がいる世帯の高校生等</p>	98,500円	38,100円
		138,000円	38,100円	
貸付利息	-			
支給時期	未定			
申請時期	兵庫県が指定する日(7月頃)			
申請書類	<p>私立高等学校等奨学給付金支給申請書 [添付書類]</p> <p>・マイナンバーが分かる書類、住民票、健康保険証(写し)等</p>			
返還期間	-			
大学等進学時の返還猶予	-			
申込先	<p>県内私立高校等の場合: 在籍する私立高校等</p> <p>県外私立高校等の場合: 兵庫県私学教育課</p>			
問い合わせ先	<p>県内私立高校等の場合: 在籍する私立高校等</p> <p>県外私立高校等の場合: 兵庫県私学教育課 (078-341-7711内線2527[高等学校]内線2698[専修学校・各種学校])</p>			
事業担当課	兵庫県企画県民部管理局私学教育課			

事業名	私立高等学校等入学資金貸付	
事業主体	公益社団法人兵庫県私学振興協会・兵庫県専修学校各種学校連合会	
事業概要・目的	兵庫県民のうち私立高等学校・専修学校(高等課程)に進学する者の学資負担者であつて、入学時に必要な経費の支払いが一時困難な者に対し、入学時の負担の軽減を図り、県民生徒の進学を援助することを目的とする。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	学資負担者(所得税法上、生徒の扶養者)が兵庫県民で市(町)民税所得割額の基準に該当される方。 ※ただし、市(町)民税所得割額の基準を超えても、特別の事情に該当する場合は貸付対象となる場合あり	
	市(町)民税所得割額の基準	収入に基づく市(町)民所得割額と県民税所得割額の合算が257,500円未満
	特別の事情	転・退職、死亡、入院、離婚、別居、失・廃業等により所得が前年に比べて著しく減少する見込みの学資負担者であること
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	対象者欄に記載のとおり
	保証人	連帯保証人1名
併給禁止等	他の貸付と併せての申し込み可能	
貸与・支給額	1人30万円以内(入学金、施設拡充費等の入学時の納付金が対象。授業料・教科書・制服・かばん代等は対象外)	
貸付利息	無利息(ただし返還を怠った場合、年利15%の割合で違約金を徴収)	
支給時期	入学時納入金と相殺	
申請時期	当該私立高等学校出願日までに申し込み	
申請書類	私立高等学校入学資金貸付申請書、市(町)民税所得割額、県民税所得割額を確認できる書類等	
返還期間	在学中3年以内に返還 第1回償還期日を入学年度の9月30日とし、以後半年賦均等償還 (ただし、借受人からの申出により繰上償還も可)	
大学等進学時の返還猶予	-	
申込先	兵庫県内の私立高等学校入学希望者→入学希望の私立高等学校 兵庫県外の私立高等学校入学希望者→兵庫県私学振興協会	
問い合わせ先	兵庫県私学振興協会(高等学校)(TEL 078-321-2592) 兵庫県専修学校各種学校連合会(専修学校)(TEL 078-391-7010)	
事業所管課	兵庫県企画県民部管理局私学教育課	

事業名	私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助							
事業主体	兵庫県							
事業概要・目的	私立小学校、私立中学校、私立高等学校、私立中等教育学校及び専修学校・各種学校の高等課程等に在籍する児童生徒の保護者が、経済的不況に起因する失業、倒産による家計急変から、就学の継続が困難となったことに対し、保護者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保するため、学校法人が実施する授業料軽減事業に対し、兵庫県が補助を行う。							
貸与・支給の別	支給(授業料との相殺又は還付)							
対象者	○児童生徒が兵庫県又は近隣府県(大阪府・京都府・岡山県・鳥取県・奈良県・滋賀県・和歌山県・徳島県)内に設置の私立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校(いずれも通信制除く。)及び県内の専修学校・各種学校の高等課程等に在籍していること。 ○保護者(学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者)が、兵庫県在住であること。 ○保護者の所得が経済的不況に起因する失業、倒産の理由から、一定金額(下表のとおり)以下の見込みであること。 ※下線の県については、平成31年度入学生から対象							
採用要件	学力要件等	進級又は卒業の見込みのある生徒の保護者						
	経済要件	対象者欄に記載のとおり						
	保証人	-						
併給禁止等	兵庫県が実施する私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度による補助を受けられる場合は対象になりません。(補助を受けられるのはどちらか一方のみであり、両方の併用は不可)							
軽減される額	保護者の所得等 (保護者全員の合算)		軽減額(年額)					
			兵庫県内の 私立高等学校			兵庫県内専修学校・各種学校の 高等課程		
			H31 入学生	H30 入学生	H29 入学生	H31 入学生	H30 入学生	H29 入学生
	生活保護世帯		100,000円	100,000円	82,000円	50,000円	50,000円	41,000円
	市町民税 所得割額 と県民税 所得割額 相当額の 合算	0円	100,000円	95,000円		50,000円	47,500円	
		257,500円未満	87,000円	54,000円	21,000円	43,500円	27,000円	10,500円
※県外高校は県内高校の1/4の単価 ※ただし、相互実施の場合(京都府・奈良県内高校)は本県向け補助額と同額 ※平成31年度から新たに対象となる奈良県、滋賀県、和歌山県、徳島県は、平成31年度入学生から対象								
貸付利息	-							
支給時期	授業料軽減の対象者として決定された場合は、軽減額等が学校から通知されます。 ※軽減の実施(県から学校への補助金の振り込み)は、12月～翌年1月頃							
申請時期	在籍している学校が定める日							
申請書類	授業料軽減申請書、事由の発生を証明する書類、保護者の住民票、市町民税所得割額と県民税所得割額相当額を算定するための書類、申立書							
返還期間	-							
大学等進学時の返還猶予	-							
申込先	私立小・中・高等学校、専修学校、各種学校							
問い合わせ先	在籍する高等学校等又は 兵庫県企画県民部管理局私学教育課 (TEL 078-341-7711 内線2527[高等学校]、内線2698[専修学校、各種学校])							
事業担当課	兵庫県企画県民部管理局私学教育課							

事業名	高等学校等学び直し支援金【私立分】											
事業主体	文部科学省											
事業概要・目的	高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間である36月(定時制・通信制課程は48月)の経過後も卒業までの間継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。											
貸与・支給の別	支給(授業料との相殺又は還付)											
対象者	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校(※)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (5)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者 (8)保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が507,000円未満(年収目安:910万円程度未満)であること ※兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施											
採用要件	学力要件等	なし										
	経済要件	保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が下表のとおりの場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保護者の所得割額合計</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>257,500円以上507,000円未満 (年収目安:910万円未満程度)</td> <td>支給額欄のとおり</td> </tr> <tr> <td>85,500円以上257,500円未満 (年収目安:350~590万円未満程度)</td> <td>支給額欄の1.5倍の額</td> </tr> <tr> <td>85,500円未満 (年収目安:270~350万円未満程度)</td> <td>支給額欄の2倍の額</td> </tr> <tr> <td>0円(非課税) (年収目安:270万円未満程度)</td> <td>支給額欄の2.5倍の額</td> </tr> </tbody> </table>	保護者の所得割額合計	支給額	257,500円以上507,000円未満 (年収目安:910万円未満程度)	支給額欄のとおり	85,500円以上257,500円未満 (年収目安:350~590万円未満程度)	支給額欄の1.5倍の額	85,500円未満 (年収目安:270~350万円未満程度)	支給額欄の2倍の額	0円(非課税) (年収目安:270万円未満程度)	支給額欄の2.5倍の額
	保護者の所得割額合計	支給額										
257,500円以上507,000円未満 (年収目安:910万円未満程度)	支給額欄のとおり											
85,500円以上257,500円未満 (年収目安:350~590万円未満程度)	支給額欄の1.5倍の額											
85,500円未満 (年収目安:270~350万円未満程度)	支給額欄の2倍の額											
0円(非課税) (年収目安:270万円未満程度)	支給額欄の2.5倍の額											
保証人	不要											
併給禁止等	なし											
支給額	9,900円/月 ※世帯の収入状況に応じ、1.5倍~2.5倍までの加算額を支給 (高等学校等の授業料月額が上限)											
貸付利息	-											
支給時期	支給方法(授業料や学校納付金との相殺又は保護者への振込)や支給時期は学校により異なります。生徒が在籍する学校にお問い合わせください。											
申請時期	在学中随時申請可(認定された場合は申請月分から支給) ※毎年度7月頃に継続手続きが必要となります											
申請書類	【申請時】 ・申請書 ・マイナンバーが分かる書類 【継続手続き時(毎年7月頃)】 ・収入状況届出書 ・マイナンバーが分かる書類											
返還期間	返還不要											
大学等進学時の返還猶予	返還不要											
申込先	在籍する学校											
問い合わせ先	在籍する高等学校等又は 兵庫県企画県民部管理局私学教育課 (TEL 078-341-7711 内線2527[高等学校]、内線2698[専修学校、各種学校])											
事業担当課	兵庫県企画県民部管理局私学教育課											

事業名	高等学校奨学資金貸与事業																		
事業主体	公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会																		
事業概要・目的	勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学資金を貸与することにより修学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的とする。																		
貸与・支給の別	貸 与																		
対象者	<p>次のすべての要件を満たす者</p> <p>(1) 学校教育法に基づく次の学校に在学していること。</p> <p>ア 高等学校</p> <p>イ 中等教育学校(後期課程)</p> <p>ウ 高等専門学校</p> <p>エ 特別支援学校(高等部)</p> <p>オ 専修学校(高等課程)</p> <p>(2) 申請者の生計を主として維持する方(保護者等)が、県内に住所を有していること。</p> <p>(3) 勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する者の収入が別に定める基準額以下であること。</p>																		
採用要件	学力要件等	なし																	
	経済要件	<p>生計を主として維持している方の年間収入額の上限は、おおむね次のとおりである。ただし、目安であり、家族構成等による限度額は増減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>給与所得者の場合 (税込の総収入額)</th> <th>事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)</th> <th>家族構成(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人</td> <td>680万円</td> <td>253万円</td> <td>父母・申請者・中学生</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>713万円</td> <td>276万円</td> <td>父母・申請者・中学生・小学生</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>732万円</td> <td>289万円</td> <td>父母・祖母・申請者・中学生・小学生</td> </tr> </tbody> </table>		世帯人数	給与所得者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成(例)	4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生	5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生	6人	732万円	289万円	父母・祖母・申請者・中学生・小学生
	世帯人数	給与所得者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成(例)															
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生																
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生																
6人	732万円	289万円	父母・祖母・申請者・中学生・小学生																
保証人	連帯保証人1名																		
併給禁止等	<p>1.独立行政法人日本学生支援機構による奨学金</p> <p>2.母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金</p> <p>3.勤労生徒奨学資金</p> <p>4.特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金</p>																		
貸与額	<p>1 (奨学資金) 公立 自宅 月額18,000円 自宅外 月額23,000円</p> <p>私立 自宅 月額30,000円 自宅外 月額35,000円</p> <p>2 (通学交通費) 1ヶ月あたりの通学定期券の額に応じ、月額5,000～45,000円</p>																		
貸付利息	無利子																		
貸与時期	<p>4月～9月貸与分 5月～8月頃</p> <p>10月～12月貸与分 10月頃</p> <p>1～3月貸与分 1月頃</p>																		
申請時期	<p>高等学校在学学生:随時受付</p> <p>中学3年生の予約申請:9月上旬～10月上旬</p>																		
申請書類	<p>申請書</p> <p>所得に関する証明書</p> <p>※所得の特別控除を受ける場合は事情を証明する書類も必要</p> <p>連帯保証人の印鑑登録証明書</p>																		

事業名	高等学校奨学資金貸与事業
返還期間	・貸与が終了した月の翌月から返還開始し、20年以内(猶予された期間を除く)に返還 ・「月賦」「半年賦」「年賦」「一括」から返還方法を選択
大学等進学時の返還猶予	以下の事由に該当する場合は申請に基づき1年度内ごとに猶予できる。(在学中による猶予期間を除いて最長10年) 1.高等学校等、短期大学、大学等に在学中 2.災害によるり災 3.病気療養中 4.生活保護受給中 5.妊娠中、3歳未満の子を養育中 6.求職中 7.入学準備中 8.経済的理由(給与所得者:本人の前年収入が300万円以下) ※平成29年4月分から開始
申込先	在学中の学校
問い合わせ先	公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会(TEL 078-361-6640)
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局 財務課

事業名	勤労生徒奨学資金貸与事業	
事業主体	公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会	
事業概要・目的	勤労しながら高等学校の定時制又は通信制の課程に在学している者で、経済的な理由により修学が困難な者に対して勤労生徒奨学資金を貸与することにより、修学を奨励し、もって有為な人材を育成する。	
貸与・支給の別	貸 与(卒業又は高等学校卒業程度認定試験に合格した場合は返還免除)	
対象者	(1) 県の区域内の高等学校の定時制若しくは通信制の課程に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する者(県の区域内に住所を有する者に限る。) (2) 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、その者及びその者を扶養している者の所得が別に定める額以下であるもの (3) 経常的に収入を得る職業に就いている者 (4) 学年による教育課程の区分を設けない定時制課程(以下「単位制による定時制課程」という。)及び通信制課程に在学する者は、その者が在籍する高等学校において定められた卒業までに修得すべき教科・科目及びその単位数並びに特別活動及びその授業時数を4年以内で修了し、卒業することができる学習計画を有すると認められる者で年間18単位以上の単位数を履修しているもの。ただし、その者が在籍する高等学校において定められた当該年度に履修すべき単位数が18単位に満たない数であるときは、その単位数以上を履修していること。	
採用要件	学力要件等	対象者欄に記載のとおり
	経済要件	年間所得が279万円以下(当該生徒を扶養親族としている者がある場合はその者の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192%以下)
	保証人	連帯保証人2名(奨学資金の貸与を受けようとする者が未成年の場合は1名は法定代理人)
併給禁止等	公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金とは併給不可	
貸与額	月額14,000円	
貸付利息	なし	
貸与時期	9月(4月～9月分)、10月(10月～12月分)、1月(1月～3月分)	
申請時期	在学している学校が定める日(5月中旬～6月下旬頃)	
申請書類	貸与申請書、勤務及び給与支払見込証明書、単位制による定時制課程及び通信制課程に在学する者は学習計画及び単位修得証明書、貸与を受けようとする者及びその者を扶養している者の所得証明書、保証人の印鑑登録証明書、委任状、貸与を受けようとする者が扶養されていることを証明する書類又は貸与を受けようとする者が扶養していることを証明する書類	
返還期間	貸与期間の満了や貸与の取消等、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して6ヶ月を経過したところから、貸与を受けた期間に相当する期間内で返還	
大学等進学時の返還猶予	高等学校、大学、高等専門学校等と同程度の学校に在学するとき	
申込先	在籍する各定時制又は通信制の高等学校	
問い合わせ先	公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会(TEL 078-361-6640)	
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局 財務課	

事業名	生活福祉資金(教育支援資金)	
事業主体	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	
事業概要・目的	学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学に必要な、または在学中に必要な費用を貸し付け、その就学や将来の就労を支援する。	
貸与・支給の別	貸 付	
対象者	<p>【借入申込者】・・・次の要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在中学生、高校生、高等専門学校生等である者、またはその卒業後2年以内の者 ・高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校及びその他の各種学校(通信制、定時制含む)に在学中の者 <p>【貸付の対象となる世帯】・・・次の3つの要件にすべて当てはまる世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> ①兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住している世帯 ②低所得世帯(世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯) ③世帯内の学生の高等学校や大学等への進学・在学にあたり、その学費の捻出のため他からの融資を受けることが困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯 	
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯
	保証人	原則として1名の連帯保証人が必要。借受人と別世帯で、原則兵庫県に居住し、かつその世帯の生活の安定に熱意を有する者とする。
併給禁止等	日本学生支援機構、国の教育ローン(日本政策金融公庫)、母子父子寡婦福祉資金、各学校独自の奨学金、地方自治体独自の奨学制度など他の制度を利用できる場合は、他の融資・給付制度を優先して利用することが必要(他制度優先)。	
貸与額	就学支度費	<ul style="list-style-type: none"> ○入学時に必要な入学金や制服代等の費用が対象 ○貸付期間 在学期間中 ○貸付限度額 50万円以内
	教育支援費	<ul style="list-style-type: none"> ○在学中に必要な授業料、教科書代や通学定期代等の費用が対象 ○貸付期間 在学期間中 ○貸付限度額 高等学校 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大学 月額65,000円以内
貸付利息	無利子	
支給時期	初回は貸付決定後の支給。 以後、半年毎(9月と3月)に6か月分を支給。	
申請時期	随時	
申請書類	借入申込書 本人確認及び世帯収入の確認書類(世帯全員分が記載された住民票、県民税・住民税課税証明書) 修学・進学事実の確認書類(在学証明書、合格通知書等) 借入費用の詳細確認書類(学校からの請求書、入学案内・パンフレット等) 連帯保証人の書類(県民税・住民税課税証明書)	
返還期間	据置期間は貸付終了後6ヶ月以内 (貸付は貸付対象となった学校の卒業する日の属する月の末日で終了) 償還期間は20年以内。ただし、毎月の返済額の下限は5千円	
大学等進学時の返還猶予	在学に伴って今後の償還が困難である場合は、償還猶予の申請が可能	
申込先	お住まいの市区町社会福祉協議会	
問い合わせ先	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会(TEL 078-242-7944)	
事業担当課	兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課	

事業名	生活保護制度による生業扶助(高等学校等就学費)	
事業主体	兵庫県	
事業概要・目的	生活保護法による被保護世帯の子に対して、高等学校就学に必要な入学準備金、学用品費等を支給することにより、世帯の自立更生を図る。	
貸与・支給の別	支給	
対象者	生活保護法による被保護世帯で、高等学校等に就学する(している)者	
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	生活保護法による被保護世帯
	保証人	—
併給禁止等	—	
支給額	基本額	月額 5,200円
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	入学料及び入学考査料	公立高校相当額
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費 (年間上限額)	83,000円以内
貸付利息	—	
支給時期	原則毎月(ただし、特段の事情がある場合は一括支給も可)	
申請時期	高等学校等入学時	
申請書類	保護変更申請書	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	各福祉事務所	
問い合わせ先	兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課 (TEL 078-341-7711 内線2929)	
事業担当課	兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課	

事業名		母子父子寡婦福祉資金貸付金	
事業主体		兵庫県	
事業概要・目的		母子家庭・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的とする。	
貸与・支給の別		貸付	
対象者		①母子家庭の母、父子家庭の父 ②母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子	
採用要件	学力要件等	なし	
	経済要件	なし	
	保証人	原則として連帯保証人1名(別世帯となる親族か親類で、保証能力のある方)	
併給禁止等		日本学生支援機構等の他の奨学金とは、差額を限度額として貸付(修学資金のみ)	
貸与額	月額	修学資金	高校・大学・大学院、専門学校又は専修学校に修学させるために必要な資金 【月額(限度額)】(貸付期間は修学期間中) 高等学校・専修学校(高等課程):27,000円～52,500円 高等専門学校:31,500円～90,000円 短期大学・専修学校(専門課程):67,500円～90,000円 大学:67,500円～96,000円 専修学校(一般課程):48,000円 大学院(修士課程):132,000円 大学院(博士課程):183,000円
	入学	就学支度資金	就学、修業するために必要な資金 【一括(限度額)】 高等学校・専修学校(一般課程・高等課程): 150,000円～420,000円 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・大学院: 370,000円～590,000円 修業施設:90,000円～282,000円
貸付利息		無利子	
支給時期		初回は貸付決定後に支給 以後、四半期毎に4月(5月)、7月、10月、1月に支給	
申請時期		随時	
申請書類		貸付申請書 申請者及び申請者と生計をともにしている者及び連帯保証人の給与証明書(源泉徴収の写でも可) 連帯保証人の印鑑登録証明(発行後3ヶ月以内のもの) 連帯借主及び連帯保証人の誓約書 貸付申請者調書 申請者・連帯借主・連帯保証人の住民票謄本	
返還期間		修学資金	据置期間 学校卒業後6ヶ月 償還期間 20年以内(専修学校の一般課程は5年以内)
		就学支度資金	据置期間 学校卒業後6ヶ月 償還期間 20年以内(専修学校の一般課程、修業施設は5年以内)
大学等進学時の返還猶予		本資金の貸付対象となる学校において就学中は、当該学校卒業後6ヶ月まで猶予申請が可能	
申込先		お住まいの市町福祉担当又は県健康福祉事務所	
問い合わせ先		兵庫県健康福祉部少子高齢局児童課 (TEL 078-341-7711 内線2987) ※神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市及び明石市については、各市母子福祉担当課	
事業担当課		兵庫県健康福祉部少子高齢局児童課	

事業名	勤労者教育支援資金融資制度	
事業主体	公益財団法人兵庫県勤労福祉協会	
事業概要・目的	近畿労働金庫と提携し勤労者の家族の教育資金を低利で融資する。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	就学予定又は就学中の家族を持つ方で、下記のすべての項目に該当する方 ①兵庫県内に在住または在勤の方 ②安定継続した収入があり、前年度の年収が150万円以上で1,000万円以下の方 ③融資申込日の年齢が満20歳以上満60歳以下の方 ④融資申込日に勤続年数(原則、同一勤務先)が1年以上の方 ⑤居住年数が1年以上の方	
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	(融資審査にあたり個人情報機関等への申込者の信用情報照会あり)
	保証人	一般社団法人日本労働者信用基金協会の機関保証
併給禁止等	なし	
貸与額	○資金使途 大学・高等学校、専門学校等の入学金、授業料、教材費、アパート下宿代、通学経費など ○融資限度額 200万円	
貸付利息	年1.2%(固定金利)※別途保証料が必要	
支給時期	融資決定後、原則として支払先(学校等)へ振込	
申請時期	随時	
申請書類	借入申込書兼保証依頼書保証申込書、給与証明書、住民票、健康保険証、資金使途がわかる書類、本人確認書類、金銭消費貸借契約書	
返還期間	7年以内	
大学等進学時の返還猶予	なし	
申込先	兵庫県内の近畿労働金庫店舗(神戸支店078-371-3151、北須磨出張所078-792-0011、尼崎支店06-6411-2741、西宮支店0798-34-6000、伊丹支店072-772-0051、明石支店078-912-3303、東播加古川支店079-423-5566、北播支店0795-23-5551、姫路支店079-282-1131、相生支店0791-22-1630、但馬支店0796-23-4131、洲本支店0799-22-3232)	
問い合わせ先	公益財団法人兵庫県勤労福祉協会(TEL 078-341-1510)	
事業所管課	兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課	

事業名	離職者生活安定資金融資制度(臨時生活資金)	
事業主体	兵庫県	
事業概要・目的	離職者の生活の安定を図り、求職活動に専念する機会を確保するため、ご本人または世帯員の医療費・冠婚葬祭費・教育費等の臨時的な生活資金を融資する。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	事業所の倒産、閉鎖、人員整理等により職を失った方で、以下のすべてに該当する方 ①離職前、世帯の生計を維持していた方 ②自己の責任によらない理由により事業主との雇用関係がなくなった方(派遣、契約社員、期間工等の非正規雇用労働者の方で雇い止めされた方も申込可) ③労働の意思及び能力を有し、ハローワークに求職申し込みを行っていて、求職活動中の方 ④融資申込日以前に引き続き1年以上兵庫県内に居住している方(阪神・淡路大震災で被災し、県外に居住している人については、震災以前に県内に1年以上居住していた方) ⑤自営業者は不可	
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	(融資審査にあたり個人情報機関等への申込者の信用情報照会あり)
	保証人	連帯保証人1人以上及び(一社)日本労働者信用基金協会の保証(年0.24%)が必要
併給禁止等	同制度の一般生活資金(連帯保証人あり)と臨時生活資金を併用する場合は申し込み限度額50万円。ただし、子弟の教育資金特別枠30万円を併用の場合は80万円が限度額	
貸与額	30万円(ただし、子弟の教育資金は特別枠として別途30万円可)	
貸付利息	年1.0%(保証料別途必要)	
支給時期	融資決定後	
申請時期	随時	
申請書類	<p>【申込者分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書 ・住民票または外国人登録証明書(世帯全員分) ・離職前の所得が確認できる所得証明 ・求職受付票(ハローワークカード)(申込日現在有効なもの。雇用保険失業等給付を受給中の場合は不要) ・本人確認の書類(住民基本台帳カード、個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、健康保険証など) ・雇用保険受給資格者証(雇用保険の受給資格がない場合は、旧勤務先の退職事由証明書) ・り災証明書の写し及び申出書[阪神・淡路大震災で被災し県外に居住している場合] <p>【連帯保証人分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年(1～7月分は前々年)分の所得証明 ・本人確認の書類(住民基本台帳カード、個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、健康保険証など) ・住民票または外国人登録証明書 	
返還期間	2年5ヶ月以内(3ヶ月以内据置可)、元利均等月賦償還	
大学等進学時の返還猶予	なし	
申込先	兵庫県内の近畿労働金庫店舗(神戸支店078-371-3151、北須磨出張所078-792-0011、尼崎支店06-6411-2741、西宮支店0798-34-6000、伊丹支店072-772-0051、明石支店078-912-3303、東播加古川支店079-423-5566、北播支店0795-23-5551、姫路支店079-282-1131、相生支店0791-22-1630、但馬支店0796-23-4131、洲本支店0799-22-3232)	
問い合わせ先	兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課 (TEL 078-341-7711 内線3731・3734)	
事業担当課	兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課	

兵庫県内の各市町が所管する事業一覧

市町名	名称	貸与・支給の別	対象者	問い合わせ先	ページ
神戸市	神戸市奨学金	支給	下記の4要件を全て備えている者 ・保護者が神戸市内に在住する者 ・高等学校等に在籍する者 ・他の制度の奨学金その他これに類するものを受けていない者 ・児童養護施設入所者(もしくは里親に養育されている者)又は市民税非課税世帯	神戸市教育委員会事務局 学校経営支援課学事計画係 (TEL 078-322-5763)	28
尼崎市	尼崎市修学援助金	支給	高等学校等に修学する子どもを持つ尼崎市在住の保護者で一定の所得基準以下の者	尼崎市教育委員会事務局 幼稚園・高校企画推進担当 (TEL 06-4950-5665)	29
西宮市	西宮市教育委員会奨学金	支給	保護者(勤労学生等にあつては、本人)が本市に居住し、経済的理由により修学が困難であると認められる者 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校(1～3学年)、朝鮮高級学校に在学する者	西宮市教育委員会 学事課 (TEL 0798-35-3817)	30
芦屋市	芦屋市奨学金	支給	高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又はこれに準ずる学校の高等部に在学している者で、経済的理由により修学が困難な者 在学期間が各学校の正規の修業年限を越えていないこと。保護者が芦屋市に居住していること。(住民登録が必要)	芦屋市教育委員会 管理部管理課 (TEL 0797-38-2085)	31
伊丹市	伊丹市交通遺児等学業援助資金支給事業	支給	(以下の全ての要件を備えている者) ①生徒または保護者が伊丹市に住所を有している者 ②世帯の生計中心者を交通事故またはこれに準ずる事故により亡くされた高等学校、専修学校、大学等の生徒及び学生	伊丹市健康福祉部生活支援室 こども福祉課 (TEL 072-784-8030)	32
宝塚市	宝塚市奨学金制度(修学資金貸付事業)	貸与(無利子)	本人または保護者が市内に居住し、全日・定時・通信制課程高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程、朝鮮高級学校、大学に在学する者	宝塚市教育委員会学事課 (TEL 0797-77-2366)	33
宝塚市	宝塚市奨学金制度(修学資金給付事業)	支給	本人または保護者が市内に居住し、全日・定時・通信制課程高等学校、高等専門学校、盲・聾・養護学校(現特別支援学校)の高等部、専修学校高等課程、朝鮮高級学校に在学する者	宝塚市教育委員会学事課 (TEL 0797-77-2366)	34
川西市	川西市奨学資金事業	貸与(無利子)	高校、大学等に在学している者で、保護者が市内に居住しており、世帯の所得が基準額以下の者	川西市教育委員会事務局学務課 (TEL 072-740-1256)	35
三田市	三田市高等学校等入学支援金	支給	三田市立中学校(特別支援学校中学部を含む。)を卒業した年度の翌年度に高等学校等に在籍している者の保護者で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 市内に住所を有し、現に居住していること (2) 生活保護法に基づく保護を受給していないこと (3) 収入基準を満たしていること	三田市教育委員会学校教育課 (TEL 079-559-5136)	36
猪名川町	猪名川町奨学金	貸与(無利子) ※減額制度有	次の応募資格に該当する人 ①経済的事由により、修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短期大学及び大学の入学予定者又は在学者で、本人又は保護者が猪名川町に居住する者 ②町が定める所得基準額以下の世帯	猪名川町教育委員会事務局 教育振興課 (TEL 072-766-6000)	37

市町名	名 称	貸与・支給の別	対 象 者	問い合わせ先	ページ
明石市	高校生等奨学資金貸付事業	貸与 (無利子)	県内の全日・定時・通信制課程高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校に在学する者(保護者・本人が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象)	明石市教育委員会事務局 総務課学事係 (TEL 078-918-5054)	38
高砂市	高砂市奨学金	支給	市内に住所を有し、学校教育法第1条の規定に基づく高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部に在学している者で、教育委員会において学資の支弁が困難であると認められた生徒	高砂市教育委員会教育部 学校教育室学務課学事保健係 (TEL 079-443-9053)	39
三木市	三木市教育委員会奨学金	支給	・学校教育法に定める高等学校(特別支援学校・高等専門学校を含む)に在学している者。 ・申請者、もしくはその家族が、市内に住所を有しており、世帯の所得金額の合計が、別で定める所得基準以下であること。 ・素行が良好であること。	三木市教育委員会 教育総務部教育総務課 (TEL 0794-82-2000)	40
小野市	小野市奨学資金	支給	・市内在住者 ・非課税世帯であること ・高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校および中等教育学校の後期課程に在学する者 ・他の制度による同種の貸与又は給与を受けていない者 ・一世帯につき1名限り	小野市教育委員会 学校教育課 (TEL 0794-63-2409)	41
加西市	加西市奨学金	支給	全日・定時・通信制課程高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部および中等教育学校の後期課程に在学する者(保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象)	加西市教育委員会 学校教育課 (TEL 0790-42-8772)	42
加東市	加東市奨学金給付事業	支給	下記の条件を全て満たす者 ・学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校に在学しており、保護者が市内に住所を有している者 ・生活保護法第12条の適用を受けている者 ・他の制度による奨学金等の給付を受けない者	加東市教育委員会 教育総務課 (TEL 0795-43-0540)	43
稲美町	稲美町奨学金給付事業	支給	下記の条件を全て満たす者 ・町内在住者 ・高等学校等に在学する者 ・経済的理由により就学が困難な者 ・学業成績要件を満たす者 ・他の団体等から奨学金などを受けていない者	稲美町教育委員会教育課 (TEL 079-492-9149)	44
播磨町	播磨町奨学金	貸与 (無利子)	播磨町に住所を有し、学校に在学している者で経済的理由により修学が困難で修学意欲が盛んである者	播磨町教育委員会 教育総務グループ (TEL 079-435-0533)	45
多可町	多可町ハートフル学業支援金給付事業	支給	・公立又は私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)及び高等専門学校(1～3年生)に在籍している者で、保護者が多可町に住所を有している者 ・生活保護を受けている世帯又は、前年度中の所得が別に定める所得基準以下の世帯	多可町教育委員会 教育総務課 (TEL 0795-32-2384)	46

市町名	名 称	貸与・支給の別	対 象 者	問い合わせ先	ページ
相生市	相生市奨学金事業	支給	相生市民の子弟であって、学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校に在学する者のうち、身体、人物ともに良好で修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学することが困難な者	相生市教育委員会 管理課企画総務係 (TEL 0791-23-7142)	47
たつの市	奨学資金貸付事業	貸与 (無利子)	たつの市に在住し、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている者等の子女で、学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由によって高等学校に修学困難な者	たつの市教育委員会事務局 教育管理課教育総務課 庶務係 (TEL 0791-64-3178)	48
たつの市	高等学校等入学準備金支給事業	支給	翌年度に高等学校等への入学を予定している中学生の保護者(生徒、保護者ともに、たつの市に住所を有し、現に居住している者に限る。)	たつの市教育委員会事務局 教育管理課教育総務課 (TEL 0791-64-3178)	49
赤穂市	赤穂市母子世帯等奨学金支給事業	支給	市内に居住する母子世帯、父子世帯及び父母のない世帯で、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校に在学する児童の保護者(保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象)	赤穂市健康福祉部 子育て健康課こども支援係 (TEL 0791-43-6808)	50
宍粟市	宍粟市小椋・松本奨学金貸与事業	貸与 (無利子)	次のいずれにも該当する者 ・保護者が合併前の波賀町の区域に住所を有していること ・学業に優れ、健康上修学に支障なく向学の志を有していること ・経済的理由により修学が困難であること	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 (TEL 0790-63-3121)	51
宍粟市	宍粟市奨学金支給事業	支給	次に掲げる要件を備えている者 ①保護者及びその子弟が宍粟市に住所を有し、かつ居住していること。 ②向学の志を有していること。 ③経済的理由により修学が困難であること。 ④新たに高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校並びに特別支援学校の高等部になる者	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 (TEL 0790-63-3121)	52
福崎町	社会福祉法人・福崎町社会福祉協議会奨学資金	支給	高等学校及びこれに準ずる学校に在籍する者で、次の条件を満たす者 ①保護者が福崎町内に在住 ②修学資金の支弁が困難と認められる者 ③地区民生児童委員が推薦した者 ④世帯の所得が生活保護基準の1.3倍以内である者	福崎町 社会福祉協議会 (TEL 0790-23-0300)	53

市町名	名称	貸与・支給の別	対象者	問い合わせ先	ページ
豊岡市	豊岡市奨学金	貸与 (無利子)	次のいずれにも該当する者 ①市内に1年以上居住する者の子弟であること。 ②学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程)に在学していること。 ③人物及び学力が優秀な者で、在学する学校長の推薦があること。 ④勉学意欲がありながら、経済的理由で修学が困難であること。	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係 (TEL 0796-23-1117)	54
豊岡市	豊岡市交通遺児奨学金	支給	主たる生計維持者である保護者が平成17年4月1日以降に発生した交通事故で死亡し、又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった者の子弟で、次のいずれにも該当する者 ①市内に1年以上居住する者の子弟であること。 ②学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程)に在学していること。 ③人物及び学力が優秀な者で、在学する学校長の推薦があること。	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係 (TEL 0796-23-1117)	55
豊岡市	豊岡市高校生通学バス定期補助事業	支給	豊岡市内に居住し、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校で、同法第1条に規定する高等学校(同法第58条第1項に規定する科を除く。)と同等の課程と市長が認める課程に在学する学生を養育する保護者。ただし、学生が成人である場合は学生本人が補助対象者となることも可	豊岡市都市整備課 (TEL 0796-23-1712)	56
養父市	養父市高校生通学費補助金交付事業	支給	市内に在住する生徒の保護者 ただし、他法令による通学費の支給を受けている者については補助対象としない。	養父市教育委員会 学校教育課 (TEL 079-664-1627)	57
香美町	香美町高等学校生徒下宿費補助金交付制度	支給	高等学校までの通学が遠距離等により困難なため、香美町内にある下宿へ入居する生徒のうち、下記の事項にいずれも該当し、かつ、当該高等学校長が認める生徒の保護者 ・高等学校普通科に修学する生徒 ・町内に住民票を有する生徒	香美町教育委員会 教育総務課 (TEL 0796-94-0101)	58
篠山市	篠山市ふるさと創生奨学金	貸与 (無利子)	下記の要件を全て満たす者 ・学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学している者 ・本人又はその1親等の直系親族が篠山市に住所を有すること ・経済的理由により修学が困難と認められる者 ・責任を持って返済できる者	篠山市教育委員会事務局 教育総務課 (TEL 079-552-5709)	59
篠山市	高等学校遠距離通学費補助金(篠山東雲高等学校公共交通機関利用者補助金)	支給	・篠山市内に住所があり、篠山東雲高等学校に通学する生徒の保護者 ・市税の滞納がない者 ・公共交通機関を利用して通学し、定期乗車券の月額利用が15,000円を超える場合	篠山市 創造都市課定住促進係 (TEL 079-552-5106)	60
篠山市	高等学校遠距離通学費補助金(遠距離通学補助金)	支給	・篠山市内に住所があり、市内の高等学校(特別支援学校高等部含む)に通学する生徒の保護者 ・市税の滞納がない者 ・片道の通学距離が10Kmを超える場合	篠山市 創造都市課定住促進係 (TEL 079-552-5106)	61

市町名	名 称	貸与・支給の別	対 象 者	問い合わせ先	ページ
丹波市	丹波市奨学金 給付事業	支給	次の全ての要件を満たす方 ①丹波市に居住する方 ②高等学校又は高等専門学校に在学する方 ③低所得世帯に属し、経済的な理由によって修学が困難であり、所得基準を超えない方 ④奨学金の給付が、高等学校修学上の便宜に顕著な効果が認められる方 ⑤他の奨学金などその他同種の制度による給付を受けていない方	丹波市教育委員会事務局 学事課学事係 (TEL 0795-70-0880)	62
丹波市	丹波市連携型 中高一貫教育 高校バス通学 費補助事業	支給	丹波市に居住し、丹波市連携型中高一貫教育高校に通学する生徒の保護者で、当該生徒のために路線バスの通学定期券を購入している者 (月額15,000円を超える場合)	丹波市教育委員会事務局 学事課学事係 (TEL 0795-70-0880)	63
洲本市	洲本市奨学金	支給	下記の要件のいずれにも該当する者 ①本人及びその保護者が市内に住所を有していること。 ②学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学していること。ただし、高等学校等に在学している期間が正規の修業年限を超えていない者に限る。 ③人物及び学力が優秀であり、学校長の推薦があること。 ④勉学の意欲がありながら、経済的理由により高等学校等への修学が困難であること。 ⑤生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。	洲本市教育委員会事務局 学校教育課 (TEL 0799-22-6266)	64
淡路市	特定奨学等基金 奨学金事業	支給	下記の要件をすべて満たす者 ①学校教育法に定める高等学校(全日・定時・通信制課程)若しくは高等専門学校又は特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程に在学している者 ②生徒及び保護者(父母)が淡路市に住所を有すること ③保護者(父母)の申請年度の市民税が非課税であること ④生活保護を受給していないこと ⑤納税状況の確認有 ⑥通学助成の対象者は通学に公共交通機関を利用していること (奨学金は高校等の第1学年のみ対象、通学助成費は高校1学年から3学年対象)	淡路市教育委員会事務局 学校教育課 (TEL 0799-64-2519)	65
南あわじ市	南あわじ市通 勤・通学者交通 費助成金	支給	①南あわじ市に居住し、本州又は四国へ定められた交通機関を利用して通勤又は通学する者 ②南あわじ市に居住し、一般路線バスの利用だけでは通学が困難であるため、定められた交通機関を利用して島内の学校へ通学する者	南あわじ市企画部 ふるさと創生課 (TEL 0799-43-5205)	66

兵庫県内の各市町が所管する事業

市 町 名 神 戸 市

事業名	神戸市奨学金	
事業主体	神戸市教育委員会	
事業概要・目的	経済的な理由によって高等学校等への就学が困難な生徒に対して奨学金を給与し、教育の機会均等に役立てる。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が神戸市内に在住する高校生等	
対象学校	県内の学校	①高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校高等部 ※高卒資格の取れない専修学校、各種学校は対象外
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	市民税非課税世帯、児童養護施設入所者又は里親に養育されている者
	選定基準	◆「23歳未満の扶養されている兄・姉がいない世帯の者」
	保証人	なし
併給禁止等	貸与、給与の別を問わず併給は不可。 (生活保護制度による高等学校等就学費との重複受給不可) ※「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)」との併給は可能	
貸与・支給額	入学時	なし
	年 額	公立 8,400円 私立 4,800円
貸付利息	—	
申請時期	中学3年時の予約募集(毎年11月頃)、高校生を対象とした追加募集(毎年6月頃)	
申請書類	①神戸市奨学生願書②世帯の所得状況等を証明する書類(児童養護施設入所者は施設長発行の入所証明書、里親に養育されている者は里親委託に関する証明書)	
支給時期	①予約採用者 5月末 ②継続採用者及び追加採用者 8月末	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
問い合わせ先	在学する学校を通じて神戸市教育委員会へ	
問い合わせ先	神戸市教育委員会事務局学校経営支援課学事計画係(TEL 078-322-5763)	
事業担当課・係	神戸市教育委員会事務局学校経営支援課学事計画係	

事業名	尼崎市修学援助金	
事業主体	尼崎市教育委員会	
事業概要・目的	高等学校等に修学する子どもの保護者で、修学するための教育費にお困りの方、また、独立の生計を営む勤労生徒の方等に対して修学援助金を交付し、もって有為な人材を育成する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	当該高校生等を扶養し、尼崎市内に居住する保護者、勤労生徒等	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校(専攻科及び別科を除く。)、中等教育学校(後期課程に限り、専攻科及び別科を除く。)、高等専門学校(第1学年から第3学年に限る。)、専修学校(高等課程に限る。)、第134条に規定する各種学校(教育委員会が特に認めるものに限る。)
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	【平成30年度実績】 次のいずれかに該当すること。①(通信制高校及び朝鮮高級学校に通学する生徒の)保護者(両親とも)の本年度市民税所得割が非課税であること。②保護者の前年分の所得が基準額以下の方(両親の合計額となります。)
	保証人	不要
併給禁止等	他から修学援助金に相当する資金(生活保護制度における高等学校等就学費を含む。)の給付を受けていないこと。 (兵庫県の高中生等奨学給付金のみ併給可とする)	
支給額	入学時	なし
	年額	【平成30年度年度実績】 ・国立高等学校等 非課税世帯(通信制) 23,500円 非課税世帯以外 60,000円 ・私立高等学校等 非課税世帯(通信制) 33,900円 非課税世帯以外 72,000円 ・朝鮮高級学校 非課税世帯 第1子 72,000円 第2子138,000円 非課税世帯以外 72,000円
貸付利息	—	
申請時期	7、8月	
申請書類	①申請書②在学証明書③交付対象者としての要件に該当することを証明する書類④世帯全員の健康保険証の写し⑤口座振替依頼書⑥口座番号、口座名義が確認できる書類の写し⑦勤労生徒等及び児童養護施設入所生徒の場合はその旨を証する書類	
支給時期	10月	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	尼崎市教育委員会事務局幼稚園・高校企画推進担当	
問い合わせ先	尼崎市教育委員会事務局幼稚園・高校企画推進担当(TEL 06-4950-5665)	
事業担当課・係	尼崎市教育委員会事務局幼稚園・高校企画推進担当	

事業名	西宮市教育委員会奨学金	
事業主体	西宮市教育委員会	
事業概要・目的	能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者等に対して、修学上必要な資金を給付することにより、教育の機会均等を図ることを目的とする。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が西宮市内に在住する高校生等(勤労学生等にあつては、本人)	
対象学校	県内の学校	①高等学校 ②中等教育学校後期課程 ③特別支援学校高等部 ④高等専門学校(1～3学年) ⑤朝鮮高級学校
	県外の扱い	保護者(勤労学生等にあつては、本人)が本市に居住していれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	【平成30年度実績】 4人家族の場合、保護者(両親ともに所得がある場合は合算)の平成29年中の総所得金額が314万円以下。家族に高校・大学等の修学者がいる場合控除額あり。
	保証人	採用時に連帯保証人1名
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	【平成30年度実績】 ◆1～3年生 ・生活保護世帯…国公立・私立とも対象外 ・市民税非課税世帯の第1子…国公立 対象外、私立 3,600円 " 第2子以降…国公立・私立とも対象外 ・基準所得以下(市民税非課税世帯除く)…国公立 5,500円、私立11,000円
貸付利息	—	
申請時期	毎年度6月下旬から7月末。8月以降も随時受付を行うが、採用の場合申請月分からの給付	
申請書類	①願書 ②所得に関する証明書(必要な場合のみ)	
支給時期	①前期(4～9月分) 10月中旬 ②後期(10～3月分) 3月下旬	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	西宮市教育委員会	
問い合わせ先	西宮市教育委員会 学事課(TEL 0798-35-3817)	
事業担当課・係	西宮市教育委員会 学事課 奨学チーム	

市 町 名 芦 屋 市

事業名	芦屋市奨学金	
事業主体	芦屋市教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により、修学困難な者に対し、教育の機会均等及び奨励を図るため	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	生計を維持する者が芦屋市内に居住しており、対象学校に在籍する学生(本人)	
対象学校	県内の学校	高等学校 中等教育学校後期課程 高等専門学校 特別支援学校の高等部 又はこれに準ずる学校の高等部在学者
	県外の扱い	保護者が芦屋市に居住している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	生計を維持する者と就学中の子及び未成年かつ未就労の子で構成される世帯の総所得額 4人世帯の場合 309万円以下(母子・父子家庭は45万円加算。障害者のいる世帯は78万円加算。)
	保証人	不要
併給禁止等	生活保護を受けている方及び兵庫県の高校生等奨学給付金制度による第2子以降の給付額を受けることのできる方(通信制の高校に在学されている方は除く)は併給禁止。	
支給額	入学時	なし
	月 額	公立(課税世帯) 5,000円 公立(非課税世帯) 1,500円 私立(課税世帯) 7,000円 私立(非課税世帯) 3,000円 ※平成30年度給付月額
貸付利息	-	
申請時期	6月 7月以降は随時(申請日の属する月からの給付)	
申請書類	・申請書 ・奨学生推薦調書 ・口座振込依頼書(委任状)	
支給時期	・9月(4月～8月分) ・12月(9月～12月分) ・3月(1月～3月分)	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申込先	芦屋市教育委員会 管理部管理課	
問い合わせ先	芦屋市教育委員会 管理部管理課 (TEL 0797-38-2085)	
事業担当課・係	芦屋市教育委員会 管理部管理課 奨学金担当	

事業名	伊丹市交通遺児等学業援助資金支給事業	
事業主体	伊丹市	
事業概要・目的	世帯の生計中心者を交通事故またはこれに準ずる事故により失った高等学校、専修学校、大学等の生徒及び学生が学業に精励できるよう援助資金を支給し、健全育成を図るとともに住民の福祉の向上に寄与する	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	(以下の全ての要件を備えていること) ①生徒または保護者が伊丹市に住所を有している ②世帯の生計中心者を交通事故またはこれに準ずる事故により失った高等学校、専修学校、大学等の生徒及び学生	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、大学 学校教育法第124条に規定する専修学校(一般課程を除く)
	県外の扱い	県内・県外の区分なし
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	なし
	保証人	不要
併給禁止等	休学したときは、休学した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の前月まで支給を停止する	
貸与・支給額	入学時	—
	月 額	高校生・専修学校生 国公立 6,000円 ・ 私立 8,000円 大学生 10,000円
貸付利息	—	
申請時期	随時(受付月分から支給)	
申請書類	1.遺児及びその保護者の住民票 2.戸籍謄本 3.交通事故またはこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書 4.死亡診断書(記載事項証明書) 5.在学証明書 6.印鑑(認印) 7.対象者名義の銀行口座のわかるもの	
支給時期	8月、12月、3月	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	伊丹市健康福祉部 生活支援室 こども福祉課	
問い合わせ先	伊丹市健康福祉部 生活支援室 こども福祉課(TEL 072-784-8030)	
事業担当課・係	伊丹市健康福祉部 生活支援室 こども福祉課	

事業名	宝塚市奨学金制度(修学資金貸付事業)	
事業主体	宝塚市教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により修学困難な者に対し、修学に必要な資金を提供し、教育の機会均等を図る	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	高校生、大学生等(本人)	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校及び大学 ②高等専門学校 ③特別支援学校(高等部) ④専修学校高等課程 ⑤朝鮮高級学校
	県外の扱い	本人または保護者が市内に居住している者であれば、市外・県外の高等学校等に在学していても対象となる。(在住主義)
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	①生活保護世帯 ②就学援助世帯 ③同一生計世帯の所得合計額が生活保護基準の1.9倍以下である世帯 ④保護者の所得合計額が430万円以下である世帯
	保証人	連帯保証人(市内在住)1名
併給禁止等	・同市奨学金制度の修学資金給付事業を受給の場合 ・県奨学給付金を受給の場合	
貸与額	入学時	なし
	月 額	高校生等 公立 15,000円以内 ・ 私立 25,000円以内 大学生等 公立 18,000円以内 ・ 私立 30,000円以内
貸付利息	なし	
申請時期	毎年度5月1日から5月31日まで	
申請書類	①申請書 ②在学する高等学校等の校長の申請者推薦書 ③誓約書	
支給時期	①前期(4~9月分) 8月下旬 ②後期(10~3月分) 12月中旬	
返還期間	貸付期間満了後10年以内 (償還据置期間、償還猶予制度あり)	
大学等進学時の返還猶予	①学校等に在学する場合 ②災害等・疾病により返還が困難な場合 ※いずれも年度ごとに更新手続きが必要	
申込先	在学する高等学校等を通じて宝塚市教育委員会へ	
問い合わせ先	宝塚市教育委員会 学事課 (TEL 0797-77-2366)	
事業担当課・係	宝塚市教育委員会 学事課	

事業名	宝塚市奨学金制度(修学資金給付事業)	
事業主体	宝塚市教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を提供し、教育の機会均等を図る	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校(高等部) ④専修学校高等課程 ⑤朝鮮高級学校
	県外の扱い	本人または保護者が市内に居住している者であれば、市外・県外の高等学校等に在学していても対象となる。(在住主義)
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	①生活保護世帯(但し、生活保護制度の高等学校等就学費の給付を受けることができない場合に限る) ②就学援助世帯
	保証人	不要
併給禁止等	同市奨学金制度の修学資金貸付事業を受給の場合	
支給額	入学時	なし
	月 額	公立6,000円 私立10,000円 (生活保護世帯 公立7,000円 私立12,000円) ※但し、県奨学給付金の受給者についてはその給付額を控除した金額
貸付利息	-	
申請時期	毎年度5月1日から5月31日まで	
申請書類	①申請書 ②在学する高等学校等の校長の申請者推薦書	
支給時期	①前期(4~9月分) 8月下旬 ②後期(10~3月分) 12月中旬	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申込先	在学する高等学校等を通じて宝塚市教育委員会へ	
問い合わせ先	宝塚市教育委員会 学事課 (TEL 0797-77-2366)	
事業担当課・係	宝塚市教育委員会 学事課	

事業名	川西市奨学資金事業	
事業主体	川西市教育委員会	
事業概要・目的	学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図る	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	保護者が川西市に居住する高校生・大学生等	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校・中等教育学校(後期課程) ③盲・聾・養護学校(現特別支援学校)の高等部 ④大学・短期大学 ⑤朝鮮高級学校・朝鮮大学校
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	同一生計世帯員全員の所得合計額が所得基準額以下の世帯(4人世帯で約387万円:H30実績)
	保証人	連帯保証人2名
併給禁止等	なし	
貸与額	入学時	なし
	月 額	高等学校(国公立) 20,000円 高等学校(私立) 30,000円 大学(国公立・私立) 30,000円
貸付利息	なし	
申請時期	毎年度6月上旬	
申請書類	①申請書②本人希望調書③学校長の推薦書④所得金額を証する書類	
支給時期	①1回(4~7月分) 6月末 ②2回(8~11月分) 9月末 ③3回(12~3月分) 12月末 新規決定者は、1・2回分を9月末に一括支給	
返還期間	貸与期間終了6ヶ月経過後10年以内に返還	
大学等進学時の返還猶予	①学校等に在学する場合 ②疾病等により返還が困難な場合	
申込先	川西市教育委員会事務局学務課	
問い合わせ先	川西市教育委員会事務局学務課(TEL 072-740-1256)	
事業担当課・係	川西市教育委員会事務局学務課	

事業名		三田市高等学校等入学支援金
事業主体		三田市教育委員会
事業概要・目的		高等学校等入学に伴う費用の一部を支給することにより、経済的理由のため就学が困難であると認められる者の自立と進学を促進を図ることを目的とする。
貸与・支給の別		支給
対象者		三田市立中学校(特別支援学校中学部を含む。)を卒業した年度の翌年度に高等学校等に在籍している者の保護者で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 市内に住所を有し、現に居住していること (2) 生活保護法に基づく保護を受給していないこと (3) 収入基準を満たしていること
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校(高等部に限る。)及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)並びに同法第134条に規定する各種学校のうち、同法第1条に規定する高等学校に準ずる教育課程を実施する学校で教育委員会が特に認める学校
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	平成29年の収入に基づく平成30年度の市町村民税所得割額が0円でない、かつ、次のAからCまでのいずれかの要件に該当すること A 児童扶養手当を受けていること B 合計所得金額が基準以下である(例: 家族構成4人の場合=2, 306千円) C その他経済的理由によって就学が困難となる特別な事情がある
	保証人	不要
併給禁止等		なし
支給額	入学時	63, 200円
	月 額	—
貸付利息		—
申請時期		高等学校等に入学した日から起算して1月を経過した日又は中学校等を卒業した日から起算して1年を経過した日のいずれか早い日まで[郵送可]
申請書類		①高等学校等入学支援金申請書兼世帯票②在学証明書等(高等学校等の長が発行するものに限る)③その他必要となる書類
支給時期		随時(申請のあった月の翌月の末日)
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		三田市教育委員会 学校教育課 学務担当
問い合わせ先		三田市教育委員会 学校教育課 学務担当(TEL 079-559-5136)
事業担当課・係		三田市教育委員会 学校教育課 学務担当

市 町 名 猪 名 川 町

事業名	猪名川町奨学金	
事業主体	猪名川町	
事業概要・目的	学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して修学上必要な資金を貸与し、もつて教育の機会均等を図り有用な人材の育英に努めるとともに、本町への定住を促進することを目的とする。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	次の応募資格に該当する人 (1) 経済的事由により、修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短期大学及び大学の入学予定者もしくは在学者で、本人又は保護者が猪名川町に居住する者 (2) 町が定める所得基準額以下の世帯	
対象学校	県内の学校	(1) 学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は法第124条に掲げる専修学校の高等課程 (2) 学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校又は法第124条に掲げる専修学校のうち修学年限2年以上の専門課程
	県外の扱い	保護者が猪名川町に居住していれば、県外の学校等に入学予定、在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	奨学生となる親権者の市町村民税所得割額の合計が304,200円以下
	保証人	貸付決定後に連帯保証人1名
併給禁止等	なし	
貸与額	入学時	入学費貸付金: 30万円以内の必要額
	月 額	就学費貸付金: 年額30万円以内の必要額 通学費貸付金: 年額30万円以内の必要額(高校等に限り) 留学費貸付金: 1回50万円以内の必要額 ※1奨学生あたり合計貸付上限額120万円
貸付利息	なし	
申請時期	入学費貸付金: 毎年1月1日から1月31日までの間 その他: 随時受付	
申請書類	申請時: ①申請書(猪名川町で住民税額が確認できない奨学生の親権者は、住民税課税証明書(写可)添付) 決定後: ②誓約書兼振込依頼書(奨学金振込先の奨学生名義の金融機関口座が確認できるもの及び奨学金の請求額が確認できる書類(共に写可)を添付) ③借用書 ④保証人の印鑑登録証明書 ⑤入学及び在学が確認できるもの	
支給時期	入学費貸付金: 概ね2月下旬～3月 その他: 入学費貸付金と同時にしくは申請決定後の書類提出後3週間以内に年額を一括で貸付	
返還期間	修学が終了し1年間の猶予期間の後、10年以内に返還 減額制度: 返還時に猪名川町在住等の要件により、返還開始から5年間、返還する年額の半額もしくは年額5万円を上限に返還金額を減額する。	
大学等進学時の返還猶予	①学校等に在学する場合 ②疾病、失業その他正当な理由により返還が著しく困難となったとき	
申込先	猪名川町教育委員会事務局 教育振興課(TEL 072-766-6000)	
問い合わせ先	猪名川町教育委員会事務局 教育振興課(TEL 072-766-6000)	
事業担当課・係	猪名川町教育委員会事務局 教育振興課(TEL 072-766-6000)	

事業名	高校生等奨学資金貸付事業	
事業主体	明石市教育委員会	
事業概要・目的	経済的な理由により修学が困難な高校生等に対して学資を貸与し、もって教育の機会均等に資する。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	明石市内に在住する高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校の高等部
	県外の扱い	保護者・本人が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	世帯(家族全員)の収入が4人世帯の場合で463万円以下(平成30年度)
	保証人	申請時に連帯保証人、保証人各1名
併給禁止等	①日本学生支援機構(旧日本育英会) ②母子及び寡婦福祉法に基づく修学資金 ③勤労生徒奨学資金 ④兵庫県高等学校教育振興会 など他の奨学金その他これに類するもの ※「高校生等奨学給付金」(兵庫県実施)は併給可。	
貸与額	入学時	なし
	月 額	公立 10,000円 私立 20,000円
貸付利息	なし	
申請時期	①毎年度5月末まで(年度当初からの貸与)、②随時	
申請書類	①申請書②住民票の写し③誓約書④連帯保証人、保証人の印鑑証明書⑤世帯員の所得に関する証明資料 ⑥指定する内容の本人の作文	
支給時期	①Ⅰ期(4～8月分) 7月中旬 ②Ⅱ期(9～12月分) 11月初旬 ③Ⅲ期(1～3月分) 1月末	
返還期間	貸与期間終了後20年以内に返還	
大学等進学時の返還猶予	①学校等に在学する場合 ②疾病等により返還が困難な場合 ※いずれも年度ごとに更新手続きが必要	
申込先	在学する高等学校を通じて明石市教育委員会へ	
問い合わせ先	明石市教育委員会事務局総務課学事係(TEL 078-918-5054)	
事業担当課・係	明石市教育委員会事務局総務課学事係	

事業名	高砂市奨学金	
事業主体	高砂市	
事業概要・目的	経済的理由によって修学困難な人に対して奨学金を支給するものであり、本市の発展に寄与する人材の育成、教育の機会均等を図ることを目的とする。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	高砂市内に在住する高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条の規定に基づく高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部
	県外の扱い	生徒本人が市内に住所を有している場合は県外の高等学校等も対象校とする。
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	生計同一の家族全員(学生以外)の前年中所得の合計額が所得基準額以下の世帯4人世帯で150万5千円以下(H30年度実績)
	保証人	学校長の推薦書が必要
併給禁止等	併用可	
支給額	入学時	なし
	月 額	月額8,000円
貸付利息	—	
申請時期	毎年度5月中旬から6月上旬(当初申請分)。以降随時受付	
申請書類	①申請書②奨学生推薦書③口座振替申出書④所得証明書	
支給時期	当初認定された場合4月から7月分を7月末支給、その後は毎月末に支給	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	在学する高等学校長を経て、高砂市教育委員会へ提出	
問い合わせ先	高砂市教育委員会 教育部学校教育室学務課学事保健係(TEL 079-443-9053)	
事業担当課・係	高砂市教育委員会 教育部学校教育室学務課学事保健係	

事業名	三木市教育委員会奨学金	
事業主体	三木市教育委員会	
事業概要・目的	経済的な事情により学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒に対し、その学資の一部を援助して、教育の振興を図ること。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	三木市内に在住する高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校高等部 ④専修学校高等課程
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	素行が良好で、必要な過程を修めることができる見込みがあると認められる者。
	収入基準	同一世帯の総所得金額の合計が3人以下の世帯の場合で234万円以下 " 4人以下の世帯の場合で289万円以下 " 5人以下の世帯の場合で350万円以下 " 6人以下の世帯の場合で406万円以下 (※7人以上の世帯は406万円に1人につき52万円を加算した金額以下)
	保証人	—
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	公立 6,000円 私立 12,000円
貸付利息	—	
申請時期	5月中旬から6月中旬頃まで	
申請書類	①奨学生願書 ②奨学生推薦書 ③所得証明書または生活保護の要保護者である旨を証明する書面	
支給時期	①Ⅰ期(4～6月分) 7月末頃 ②Ⅱ期(7～9月分) 9月末頃 ③Ⅲ期(10～12月分) 12月末頃 ④Ⅳ期(1～3月分) 3月末頃	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	在学する学校を通じて三木市教育委員会へ	
問い合わせ先	三木市教育委員会 教育総務部教育総務課 (TEL 0794-82-2000)	
事業担当課・係	三木市教育委員会 教育総務部教育総務課 政策係	

事業名	小野市奨学資金	
事業主体	小野市教育委員会	
事業概要・目的	高等学校等に在学し、経済的理由により就学困難な者に対して学資を給与することを目的とする	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	小野市内に住所を有する高校生等	
対象学校	県内の学校	①高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校の高等部 ④中等教育学校の後期課程
	県外の扱い	同上(小野市内に住所を有すること)
採用要件	学力要件等	学校長の推薦書必要
	収入基準	当該年度における市民税が非課税である世帯(世帯に属する全員が、市民税所得割、均等割とも税額0円の世帯。)
	保証人	不要
併給禁止等	他の制度による同種の貸与又は給与を受けていないこと	
支給額	入学時	なし
	月 額	7,000円以内
貸付利息	—	
申請時期	毎年度、6月上旬頃から下旬頃まで	
申請書類	(1)小野市奨学生願書(2)奨学生推薦書(3)在学証明書(4)市民税・県民税(所得・課税)証明書	
支給時期	①1期(4～7月分) 8月末 ②2期(8～11月分) 12月中旬 ③3期(12～3月分) 3月末	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	小野市教育委員会学校教育課	
問い合わせ先	小野市教育委員会学校教育課(TEL 0794-63-2409)	
事業担当課・係	小野市教育委員会学校教育課	

市 町 名 加 西 市

事業名	加西市奨学金	
事業主体	加西市教育委員会	
事業概要・目的	向学心に富み、進学 of 意欲と能力を有しながら、経済的理由により修学困難な者に対して奨学金を支給し、教育の機会均等をはかることを目的とする。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が加西市に住所を有する高校生等	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校の高等部 ④中等教育学校の後期課程
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象
採用要件	学力要件等	学校長の推薦が必要
	収入基準	世帯人数により基準を設けている 例) 同一世帯の総所得金額の合計が4人世帯の場合で240万8千円以下
	保証人	不要
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	6,000円
貸付利息	—	
申請時期	毎年度5月中旬頃から下旬頃	
申請書類	①加西市奨学金支給申請書②申請理由書	
支給時期	①Ⅰ期(4～7月分) 8月末 ②Ⅱ期(8～12月分) 12月末 ③Ⅲ期(1～3月分) 3月末	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	在学する高等学校を通じて加西市教育委員会学校教育課へ	
問い合わせ先	加西市教育委員会学校教育課(TEL 0790-42-8772)	
事業担当課・係	加西市教育委員会学校教育課	

事業名	加東市奨学金給付事業	
事業主体	加東市	
事業概要・目的	高等学校へ進学する者のうち経済的理由等によって就学困難な者に対し、修学上必要な奨学金を支給し、教育の機会均等を図ることを目的とする	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が加東市に住所を有する高校生等	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校
	県外の扱い	学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	生活保護法第12条の規定の適用を受けている者
	保証人	—
併給禁止等	他の制度による奨学金等の給付を受けている場合	
支給額	入学時	なし
	月 額	公立 7,000円 私立 10,000円
貸付利息	—	
申請時期	随時	
申請書類	①申請書②生活保護法第12条の規定の適用を受けている証明③口座振込申出書	
支給時期	各学期ごと(ただし、必要と認める場合は月ごとに交付することも可)	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	加東市教育委員会	
問い合わせ先	加東市教育委員会教育総務課(TEL 0795-43-0540)	
事業担当課・係	加東市教育委員会教育総務課	

事業名	稲美町奨学金給付事業	
事業主体	稲美町教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により就学困難な生徒に対して経済的な援助を行うことにより、社会に貢献する有為な人材を育成すること	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	稲美町に在住する高校生等	
対象学校	県内の学校	・全日・定時・通信制課程高等学校 ・高等専門学校 ・特別支援学校の高等部
	県外の扱い	同上
採用要件	学力要件等	学業成績が優秀で将来性に富む者
	収入基準	世帯内で収入のある方全員の総収入が、4人世帯(両親・高校生・中学生)の場合で680万円以下
	保証人	不要
併給禁止等	県又は他の団体から奨学金その他これに類するものを受け、又はその予約をしていないこと	
支給額	入学時	なし
	月 額	9,000円
貸付利息	—	
申請時期	中学3年生時(進学する前年度)1月中旬	
申請書類	①申請書②所得課税証明書③推薦書④学業成績証明書	
支給時期	年3回に分けて支給	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	中学3年生時(進学する前年度)に在学する中学校を通じて、稲美町教育委員会へ	
問い合わせ先	稲美町教育委員会 教育課 (TEL 079-492-9149)	
事業担当課・係	稲美町教育委員会 教育課	

事業名	播磨町奨学金	
事業主体	播磨町教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により修学が困難な者に対し修学資金の一部を貸し付けて、修学の便宜を与え、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	播磨町に在住する高校生等(本人)	
採用要件	学力要件等	修学意欲が盛んである者
	収入基準	前年の所得金額が所得基準額に満たない者
	保証人	連帯保証人(親権者である父母両名と、別住所で独立した生計を営み、町長の認める者)
併給禁止等	独立行政法人日本学生支援機構及びその他の団体から奨学金を受けていない者。ただし、他の奨学金を受ける者については合計額が下記の奨学金の額を超えない範囲とする。	
対象学校	県内の学校	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 ・高等専門学校 ・特別支援学校の高等部 ・専修学校 ・各種学校 ・大学、短期大学
	県外の扱い	県内と同じ
貸与額	入学時	なし
	月 額	高等学校 国公立 17,000円 私立 29,000円 高等専門学校 国公立 20,000円 私立 31,000円 専修学校 国公立 17,000円 私立 29,000円 各種学校 22,000円 大学・短期大学 30,000円又は50,000円(自由選択)
貸付利息	なし	
申請時期	毎年度 6月初旬から中旬	
申請書類	①町が配布する播磨町奨学生願書②学業成績証明書③在籍学校の在学証明書④出願者の生計を維持する者(父母等)の所得証明書⑤市町村税完納証明書	
支給時期	貸与月 (初年度 8月、12月) (2年目以降 4月、8月、12月)	
返還期間	学校の卒業の翌月から起算して6箇月を経過した月から貸付総額を月賦若しくは半年賦又は年賦で貸付けた年月の2倍の年月間で返還	
大学等進学時の返還猶予	願い出により相当の期間奨学金の返還を猶予する。 ①短期大学、大学若しくは大学院に進学したとき ②疾病その他正当な理由によって返還が困難になったとき	
申込先	播磨町教育委員会 教育総務グループ	
問い合わせ先	播磨町教育委員会 教育総務グループ(TEL 079-435-0533)	
事業担当課・係	播磨町教育委員会 教育総務グループ	

事業名	多可町ハートフル学業支援金給付事業	
事業主体	多可町	
事業概要・目的	経済的理由によって修学困難な者に対し、教科用図書の購入等修学上必要な学業支援金を支給し、教育の機会均等を図る。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が多可町に在住する高校生等(本人)	
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	生活保護世帯又は、世帯の合計所得が別に定める認定基準以下の者
	保証人	不要
併給禁止等	なし	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校(1～3年生) ③特別支援学校の高等部
	県外の扱い	保護者が町内に住所を有している者であれば、町外の高等学校等に在学していても対象となる。(在住主義)
支給額	入学時	なし
	月 額	5,000円
貸付利息	—	
申請時期	6月中旬から7月上旬(初回審査分)、以降随時	
申請書類	①申請書②世帯状況票③世帯の所得証明書④在学等証明書⑤口座振込申込書	
支給時期	①Ⅰ期(4～8月分) 8月下旬 ②Ⅱ期(9～12月分) 12月下旬 ③Ⅲ期(1～3月分) 3月下旬	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	多可町教育委員会 教育総務課	
問い合わせ先	多可町教育委員会 教育総務課(TEL 0795-32-2384)	
事業担当課・係	多可町教育委員会 教育総務課	

市 町 名 相 生 市

事業名	相生市奨学金事業	
事業主体	相生市教育委員会	
事業概要・目的	相生市民の子弟のうち、身体、人物ともに良好で修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学することが困難な者に対し、ひとしく高等学校又は高等専門学校で、教育を受ける機会を与えるため、学資の援助を行う。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	相生市民の子弟である高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校
	県外の扱い	同上
採用要件	学力要件等	一定の要件あり
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	不要
併給禁止等	兵庫県による『高校生等奨学給付金事業』創設に伴い、当市において重複する奨学金の支給項目を廃止し、進学進級支度金として奨学金を支給する。	
支給額	入学時	-
	月 額	進学進級支度金 年額35,000円
貸付利息	-	
申請時期	当該年度の前年度3月末頃まで	
申請書類	①申請書 ②身上調書 ③奨学生推せん調書 ④世帯員の源泉徴収票等	
支給時期	5月末	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申込先	相生市教育委員会管理課企画総務係	
問い合わせ先	相生市教育委員会管理課企画総務係(TEL 0791-23-7142)	
事業担当課・係	相生市教育委員会管理課企画総務係	

市 町 名 た つ の 市

事業名	奨学資金貸付事業	
事業主体	たつの市	
事業概要・目的	学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由によって高等学校に修学困難な者に奨学金の貸付を行う。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	たつの市内に居住する高校生(本人)	
対象学校	県内の学校	高等学校
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている者等の子女
	保証人	申請時に連帯保証人1名
併給禁止等	なし	
貸与額	入学時	なし
	月 額	国公立 10,000円 私立 20,000円
貸付利息	なし	
申請時期	高校入学後	
申請書類	(1)奨学生願書(様式第1号)、(2)在学証明書	
支給時期	在学する高等学校の正規の修学年限中、必要な期間	
返還期間	学校卒業後10年以内に返還	
大学等進学時の返還猶予	疾病その他正当な理由により、返還が困難となったとき。	
申込先	たつの市教育委員会事務局教育管理部教育総務課	
問い合わせ先	たつの市教育委員会事務局教育管理部教育総務課(TEL 0791-64-3178)	
事業担当課・係	たつの市教育委員会事務局教育管理部教育総務課庶務係	

市 町 名 た つ の 市

事業名	高等学校等入学準備金支給事業	
事業主体	たつの市	
事業概要・目的	経済的な理由によって高等学校等への入学が困難と認められる生徒の保護者に対し、当該生徒の高等学校等への入学に要する経費の一部として、高等学校等入学準備金を支給することにより、教育を受ける機会を確保することを目的とする。	
貸与・支給の別	支給	
対象者	翌年度に高等学校等への入学を予定している中学生の保護者(生徒、保護者ともに、たつの市に住所を有し、現に居住している者に限る。)	
対象学校	県内の学校	学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等部に限る。)、高等専門学校、専修学校(高等課程に限る。)
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	市が別に定める基準(準要保護の認定基準)により入学準備金を支給する必要があると認められること。(生活保護法の規定による保護を受けている者は除く。)
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	20,000円
	月 額	—
貸付利息	—	
申請時期	生徒が高等学校等に入学する年度の前年度の3月初旬	
申請書類	高等学校等入学準備金支給申請書、そのほか入学準備金の支給に関し必要があると認める関係書類	
支給時期	生徒が高等学校等に入学する年度の前年度の3月下旬	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	たつの市教育委員会事務局教育管理部教育総務課	
問い合わせ先	たつの市教育委員会事務局教育管理部教育総務課(TEL 0791-64-3178)	
事業担当課・係	たつの市教育委員会事務局教育管理部教育総務課庶務係	

市 町 名 赤 穂 市

事業名	赤穂市母子世帯等奨学金支給事業	
事業主体	赤穂市	
事業概要・目的	市内に居住する母子世帯、父子世帯及び父母のない世帯の児童で、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難なものに対して奨学金を支給することにより、母子家庭等の福祉を増進する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	赤穂市内に居住する高校生の保護者	
対象学校	県内の学校	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。(在住主義)
採用要件	学力要件等	一定の要件あり
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	9,000円
貸付利息	—	
申請時期	6月上旬	
申請書類	①申請書②成績調書③戸籍謄本④在学証明書⑤所得証明書⑥その他市長が必要であると認める書類	
支給時期	①7月(4月～ 8月) ②9月(9月～12月) ③1月(1月～ 3月)	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	赤穂市健康福祉部子育て健康課こども支援係	
問い合わせ先	赤穂市健康福祉部子育て健康課こども支援係(TEL 0791-43-6808)	
事業担当課・係	赤穂市健康福祉部子育て健康課こども支援係	

事業名	宍粟市小椋・松本奨学金貸与事業	
事業主体	宍粟市	
事業概要・目的	優秀で向学心を持ちながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、修学上必要な学費を貸与して、社会に有為な人材を育成する	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	次のいずれにも該当する者 ・保護者が宍粟市波賀町の区域(旧波賀町内)に住所を有していること ・学業に優れ、健康上修学に支障なく向学の志を有していること ・経済的理由により修学が困難であること	
対象学校	県内の学校	高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程(松本奨学金) 大学・専修学校専門課程(小椋奨学金)
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	申請時に保護者及び連帯保証人1名
併給禁止等	なし	
貸与額	入学時	なし
	月 額	月額15,000円以内(松本奨学金) 月額40,000円以内(小椋奨学金)
貸付利息	—	
申請時期	毎年度 1月中旬～3月初旬	
申請書類	①貸与申請書②奨学生候補者推薦書③学業成績証明書④家庭状況調書⑤所得に関する証明書類⑥進学(在学)予定校調書	
支給時期	①1期分 5月末(4～7月分) ②2期分 8月末(8～11月分) ③3期分 12月末(12～3月分)	
返還期間	貸与期間終了後5年以内に返還、貸与期間終了後1カ年間据え置くことができる。(松本奨学金) 貸与期間終了後8年以内に返還、貸与期間終了後1カ年間据え置くことができる。(小椋奨学金)	
大学等進学時の返還猶予	進学により在学することになったとき、猶予することができる。	
申込先	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課	
問い合わせ先	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課(TEL 0790-63-3121)	
事業担当課・係	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係	

事業名	宍粟市奨学金支給事業	
事業主体	宍粟市	
事業概要・目的	向学心を持ちながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、修学上必要な学費を給付して、有能な人材を育成する	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	次に掲げる要件を備えている者 ①保護者及びその子弟が宍粟市に住所を有し、かつ居住していること ②向学の志を有していること ③経済的理由により修学が困難であること ④新たに高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校並びに特別支援学校の高等部になる者	
対象学校	県内の学校	高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	一定の要件あり
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	支給額 60,000円
	月 額	なし
貸付利息	—	
申請時期	毎年度 1月中旬～2月中旬	
申請書類	①給付申請書②世帯全員の所得課税証明書③奨学生候補者推薦書④奨学金支給候補者調書	
支給時期	4月上旬	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課	
問い合わせ先	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課(TEL 0790-63-3121)	
事業担当課・係	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係	

事業名	社会福祉法人・福崎町社会福祉協議会奨学資金	
事業主体	福崎町社会福祉協議会	
事業概要・目的	経済的な理由により、修学の継続が困難な者に対して、福崎町社会福祉協議会一般会計より奨学資金を給付し、もって有用な人材を育成することを目的とする。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が福崎町内に住所を有し、高等学校及びこれに準ずる学校に在学する者	
対象学校	県内の学校	高等学校及びこれに準ずる学校
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	(地区民生児童委員が推薦した者)
	収入基準	世帯の所得が生活保護基準の1.3倍以内である者
	保証人	不要
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	5,000円
貸付利息	-	
申請時期	通年	
申請書類	①奨学資金受給申請書 ②民生児童委員の調査書 ③住民登録証明書 ④在学証明書 ⑤所得証明書及び課税証明書	
支給時期	4月、8月、12月の3期に、それぞれ当月から4ヶ月分を交付	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申込先	民生児童委員を通じ福崎町社会福祉協議会へ提出	
問い合わせ先	福崎町社会福祉協議会(TEL 0790-23-0300)	
事業担当課・係	福崎町社会福祉協議会	

事業名	豊岡市奨学金	
事業主体	豊岡市	
事業概要・目的	豊岡市の将来を担う人材の育成のため	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	市内に1年以上居住する者の子弟で、学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程)に在学する者。	
対象学校	県内の学校	①高等学校 ②特別支援学校(高等部) ③高等専門学校 ④専修学校(高等課程)
	県外の扱い	保護者が市内に1年以上居住していれば申請可能
採用要件	学力要件等	人物および学力が優秀で、学校長の推薦があること。
	収入基準	父母又はこれに代わって家計を支えている人の所得額が基準額以下であること。「兵庫県高等学校教育振興会奨学資金」の基準を準用。
	保証人	市内に1年以上居住し、独立の生計を営む者。
併給禁止等	なし	
貸与額	入学時	なし
	月 額	9,900円
貸付利息	なし	
申請時期	毎年度4月初旬～下旬	
申請書類	奨学生願書・奨学生推薦調書・在学証明書・家庭状況調査票	
支給時期	第1期 (4. 5. 6月分)・・・4月5日 第2期 (7. 8. 9月分)・・・7月5日 第3期 (10. 11. 12月分)・・・10月5日 第4期 (1. 2. 3月分)・・・1月5日	
返還期間	学校卒業6ヶ月経過後から10年間	
大学等進学時の返還猶予	大学、大学院又はこれらと同程度の学校に進学した時は、願い出により返還を猶予することができる。	
申込先	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課	
問い合わせ先	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係(TEL 0796-23-1117)	
事業担当課・係	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係	

事業名	豊岡市交通遺児奨学金	
事業主体	豊岡市	
事業概要・目的	交通事故によって保護者が死亡したり、負傷のため著しい障害があつて働けなくなった家庭の子弟の修学を支援する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	主たる生計維持者である保護者が平成17年4月1日以降に発生した交通事故で死亡し、又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった者の子弟のうち、申請日において市内に1年以上居住する者の子弟で、学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程)に在学する者。	
対象学校	県内の学校	①高等学校 ②特別支援学校(高等部) ③高等専門学校 ④専修学校(高等課程)
	県外の扱い	保護者が市内に1年以上居住していれば申請可能
採用要件	学力要件等	人物および学力が優秀で、学校長の推薦があること。
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	15,000円
貸付利息	—	
申請時期	随時（教育委員会が申請を受理した月から支給開始）	
申請書類	交通遺児奨学生願書・交通遺児奨学生推薦調書・在学証明書・事故を証明する書類	
支給時期	第1期（4. 5. 6月分）…4月5日 第2期（7. 8. 9月分）…7月5日 第3期（10. 11. 12月分）…10月5日 第4期（1. 2. 3月分）…1月5日	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課	
問い合わせ先	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係(TEL 0796-23-1117)	
事業担当課・係	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係	

事業名	豊岡市高校生通学バス定期補助事業	
事業主体	豊岡市	
事業概要・目的	豊岡市内の高校生が通学に利用するバスの定期券購入に要する費用の一部を補助することにより、高校生の定住及び公共交通利用促進を図ることを目的とする。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	豊岡市内に居住し、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校で、同法第1条に規定する高等学校(同法第58条第1項に規定する科を除く。)と同等の課程と市長が認める課程に在学する学生を養育する保護者。ただし、学生が成人である場合は学生本人が補助対象者となることもできる。	
対象学校	県内の学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校で、同法第1条に規定する高等学校(同法第58条第1項に規定する科を除く。)と同等の課程と市長が認める課程の学校。
	県外の扱い	豊岡市内に居住しているものであれば、県外の高等学校に在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	本補助以外に同様の補助又は応分の給付がある者は補助対象としない。	
支給額	入学時	なし
	月 額	1月当たりの通学バス定期券の購入金額が1万5千円を超える場合に、その超える額。
貸付利息	—	
申請時期	随時	
申請書類	①交付申請書②学生証または在学証明書	
支給時期	随時	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	豊岡市都市整備課、各振興局	
問い合わせ先	豊岡市都市整備課(TEL 0796-23-1712)	
事業担当課・係	豊岡市都市整備課	

事業名	養父市高校生通学費補助金交付事業	
事業主体	養父市	
事業概要・目的	養父市に居住し高等学校にバス及び鉄道を利用して通学する生徒の保護者に対し、定期乗車券購入費用の一部を補助することにより、教育における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成、子育て支援及び定住促進に資することを目的とする。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	養父市内に在住する生徒の保護者	
対象学校	県内の学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校
	県外の扱い	同上
	月 額	定期券購入額から1月当たり15,000円に当該定期券の有効月数を乗じて得た額を控除した額
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	他法令による通学費の支給を受けている場合は補助しない	
貸付利息	—	
申請時期	通年	
申請書類	①養父市高校生通学費補助金交付申請書②養父市高校生通学費補助金交付請求書③使用済み定期券	
支給時期	毎月10日頃	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	養父市教育委員会 学校教育課	
問い合わせ先	養父市教育委員会 学校教育課 (TEL 079-664-1627)	
事業担当課・係	養父市教育委員会 学校教育課	

市 町 名 香 美 町

事業名	香美町高等学校生徒下宿費補助金交付制度	
事業主体	香美町	
事業概要・目的	香美町内の高等学校の存続発展と地域の活性化に資することを目的に、在学する生徒が香美町内に下宿する場合に補助金を交付し、その生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、連携中学校以外の遠方から入学を希望する生徒の増加を図る。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	高等学校までの通学が遠距離等により困難なため、香美町内にある下宿へ入居する生徒のうち、下記の事項にいずれも該当し、かつ、当該高等学校長が認める生徒の保護者 ・高等学校普通科に修学する生徒 ・町内に住民票を有する生徒	
対象学校	県内の学校	村岡高等学校
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	公共交通機関による通学が困難であること、地域活性化のための教育活動に参画すること、など一定の要件あり。
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	他に実施している下宿費の補助金を受けていないこと。	
支給額	入学時	なし
	月 額	下宿代金から食費及び光熱水費を除いた額 ①生徒一人につき月額4万円を上限 ②下宿の貸主が、生徒に対して三親等以内の親族(生徒の祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母)の場合は、生徒一人につき月額2万円を上限
貸付利息	—	
申請時期	毎年4月末日。ただし、年度途中に下宿に入居する場合は、その事由発生後30日以内。	
申請書類	①補助金交付申請書 ②下宿賃貸契約書(写) ③振込先口座情報 ④住民票を有することが確認できる書類(住民票など)	
請求書類	①補助金請求書 ②下宿代金領収書(写)	
支給時期	①4月分から7月分 9月中旬 ②8月分から11月分 1月中旬 ③12月分から翌年3月分 4月下旬	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	在学する高等学校を通じて香美町教育委員会へ	
問い合わせ先	香美町教育委員会教育総務課(TEL 0796-94-0101)	
事業担当課・係	香美町教育委員会教育総務課	

事業名		篠山市ふるさと創生奨学金
事業主体		篠山市教育委員会事務局
事業概要・目的		向学心に燃え、ふるさとに誇りをもち、地域社会に貢献できる人材を育成するため、進学を希望するにもかかわらず経済的理由等により修学が困難な生徒に対し、篠山市ふるさと創生奨学金を貸与する
貸与・支給の別		貸 与
対象者		①本人又はその1親等の直系親族が篠山市に住所を有すること ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③責任を持って返済できる者
対象学校	県内の学校	学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校又は各種学校
	県外の扱い	市内に本人又はその1親等の直系親族が住民票を有している者であれば、県外の高等学校等に在籍していても対象
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	世帯全員の前年所得等を調査(世帯全員の収入の総額が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例に基づいた表の年額のおおむね1.7倍以下である世帯)
	保証人	貸与決定後に保証人2名
併給禁止等		なし
貸与額	入学時	なし
	月 額	公立 10,000円 私立 20,000円
貸付利息		①申請書
申請時期		毎年度5月及び11月
申請書類		①申請書 ②推薦調書
支給時期		年3回(7月、10月、1月)
返還期間		高等学校卒業後10年以内に返還
大学等進学時の返還猶予		①大学等に在学した場合 ②疾病その他特別な事由により返済が著しく困難であると市長が認めた場合
申込先		篠山市教育委員会事務局教育総務課
問い合わせ先		篠山市教育委員会事務局教育総務課(TEL 079-552-5709)
事業担当課・係		篠山市教育委員会事務局教育総務課

事業名	高等学校遠距離通学費補助金(篠山東雲高等学校公共交通機関利用者補助金)	
事業主体	篠山市	
事業概要・目的	市内の高等学校に在学する生徒の遠距離通学に要する経費の一部を補助することにより、市内高校の振興及び定住促進を進めるため	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	①篠山市内に住所があり、篠山東雲高等学校に通学する生徒の保護者 ②市税を滞納していない者 ③公共交通機関を利用して通学し、当該通学に係る定期乗車券の月額利用が15,000円を超える場合	
対象学校	県内の学校	篠山東雲高等学校
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	定期乗車券購入額の合計が月額15,000円を超える部分の額
貸付利息	—	
申請時期	前期(4月～9月分) 9月1日～15日 後期(10月～3月分) 3月1日～15日	
申請書類	高等学校遠距離通学費補助金交付申請書兼在学証明書	
支給時期	前期 10月 後期 4月	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	篠山市 創造都市課 定住促進係	
問い合わせ先	篠山市 創造都市課 定住促進係 (TEL 079-552-5106)	
事業担当課・係	創造都市課 定住促進係	

事業名	高等学校遠距離通学費補助金(遠距離通学補助金)	
事業主体	篠山市	
事業概要・目的	市内の高等学校に在学する生徒の遠距離通学に要する経費の一部を補助することにより、市内高校の振興及び定住促進を進めるため	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	①篠山市内に住所があり、市内の高等学校(特別支援学校高等部含む)に通学する生徒の保護者 ②市税を滞納していない者 ③片道の通学距離が [※] 10kmを超える場合	
対象学校	県内の学校	高等学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める市内の高等学校
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	【在学期間中1回に限る】 10km以上は、25,000円 15km以上は、50,000円 20km以上は、100,000円 上記通学距離にかかわらず、通学困難な箇所(峠)がある地域(後川、西紀北、今田)は一律100,000円
貸付利息	—	
申請時期	5月	
申請書類	高等学校遠距離通学費補助金交付申請書兼在学証明書	
支給時期	6月	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	篠山市 創造都市課 定住促進係	
問い合わせ先	篠山市 創造都市課 定住促進係(TEL 079-552-5106) ※詳細については、市ホームページや市広報等でお知らせ	
事業担当課・係	創造都市課 定住促進係	

事業名	丹波市奨学金給付事業	
事業主体	丹波市	
事業概要・目的	学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由等により修学困難な者に対し、等しく高等教育を受ける機会を与え、将来社会に貢献し得る人材を育成する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	①丹波市に居住する方 ②高等学校又は高等専門学校に在学する方 ③低所得世帯に属し、経済的な理由によって修学が困難であり、所得基準を超えない方 ④奨学金の給付が、高等学校修学上の便宜に顕著な効果が認められる方 ⑤他の奨学金などその他同種の制度による給付を受けていない方	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校
	県外の扱い	高校生等(本人)が丹波市に居住しているものであれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。(居住要件)
採用要件	学力要件等	奨学金の給付がその者の高等学校修学上の便宜に顕著な効果が認められる者
	収入基準	2人世帯:世帯の合計所得額191.7万円以下、3人世帯:世帯の合計所得額256.8万円以下、4人世帯:世帯の合計所得額294万円以下、5人世帯:世帯の合計所得額328.3万円以下、5人以上1人増えるごとに328.3万円に44.3万円×追加人数を加算した所得額以下)
	保証人	なし
併給禁止等	他の奨学金その他同種の制度による給付を受けている場合(貸付は除く)	
支給額	入学時	なし
	月 額	公立・私立 6,000円
貸付利息	—	
申請時期	毎年度6月末まで	
申請書類	①申請書②誓約書③生計を一にする世帯員全員の所得・課税証明書④在学証明書	
支給時期	①第1期 4月から7月まで 8月支給 ②第2期 8月から12月まで 1月支給 ③第3期 1月から3月まで 3月支給	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	丹波市教育委員会事務局まで(市役所、各支所窓口経由含む)	
問い合わせ先	丹波市教育委員会事務局 学事課 学事係(TEL 0795-70-0880)	
事業担当課・係	丹波市教育委員会事務局 学事課 学事係	

市 町 名 丹 波 市

事業名	丹波市連携型中高一貫教育高校バス通学費補助事業	
事業主体	丹波市教育委員会	
事業概要・目的	丹波市連携型中高一貫教育高校に在籍する生徒又はその保護者に対し、丹波市内の路線バスの通学定期券の購入費用の一部を補助することにより連携型中高一貫教育の推進に寄与する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	①市内の一貫教育高校へ通学する生徒又はその保護者で、当該生徒の通学のために路線バスの通学定期券を購入する者 ②丹波市に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有する者 ③通学定期券を購入するにあたり、当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者	
対象学校	県内の学校	丹波市連携型中高一貫教育高等学校(兵庫県立氷上西高等学校)
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者	
支給額	入学時	—
	月 額	路線バスの1年通学定期券の定価の1月あたりの額から10,000円を控除した額に定期券購入月数を乗じた額 (ただし、定期券の購入数は12月を限度とする)
貸付利息	—	
申請時期	定期券購入時又は定期券購入後随時	
申請書類	①申請書兼委任状②在学を証明する書類③住所を証明する書類	
支給時期	定期券購入時又は定期券購入後随時	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	丹波市教育委員会事務局まで	
問い合わせ先	丹波市教育委員会事務局 学事課 学事係(TEL 0795-70-0880)	
事業担当課・係	丹波市教育委員会事務局 学事課 学事係	

市 町 名 洲 本 市

事業名	洲本市奨学金	
事業主体	洲本市教育委員会	
事業概要・目的	意欲及び能力を有するにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な者に対し、修学に必要な資金を支給する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	①本人及びその保護者が市内に住所を有していること。 ②高等学校等に在学していること。 ③人物及び学力が優秀であり、学校長の推薦があること。 ④生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学していること。ただし、高等学校等に在学している期間が正規の修業年限を超えていない者に限る。
	県外の扱い	同上
採用要件	学力要件等	人物及び学力が優秀であり、在学する学校長の推薦があること。
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	10,000円
貸付利息	—	
申請時期	8月初旬から9月初旬	
申請書類	①洲本市奨学生願書②奨学生推薦調書	
支給時期	学期ごとに分割	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	洲本市教育委員会 学校教育課	
問い合わせ先	洲本市教育委員会 学校教育課 (TEL 0799-22-6266)	
事業担当課・係	洲本市教育委員会 学校教育課	

市 町 名 淡 路 市

事業名		特定奨学等基金奨学金事業
事業主体		淡路市教育委員会
事業概要・目的		高校就学意欲が強いにもかかわらず、経済的理由により高校等に修学困難と認められる高校等に通う生徒に対し、入学準備等に係る費用及び通学費を支給する。 県との併給可。
貸与・支給の別		支 給
対象者		生徒及び保護者が淡路市に住所を有する者 ・奨学金 高校等の第1学年 ・通学助成 高校等の第1学年～第3学年
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③盲・聾・養護学校(現特別支援学校)の高等部 ④専修学校高等課程
	県外の扱い	上記と同様(ただし、生徒及び保護者が淡路市に住所を有すること)
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	保護者(父母)の申請年度の市民税が非課税であること。納税状況の確認有
	保証人	なし
併給禁止等		生活保護受給世帯は支給不可
支給額	入学時	奨学金 一人につき10万円を一括支給
	月 額	通学助成 公共交通機関を利用した通学費用に対して一人上限5万円を、5万円に満たない場合は当該額を年1回支給。年度末に実績(交通費の分かる書類を提出)をもって支給。
貸付利息		—
申請時期		・奨学金 6月1日～6月30日 ・通学助成 2月1日～2月28日
申請書類		①申請書②申請調書③生徒及び保護者の世帯全員の住民票(続柄記入のもの)④保護者(父母)の申請年度の課税証明⑤在学を証する書類
支給時期		・奨学金 7月下旬 ・通学助成 3月下旬
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		淡路市教育委員会 学校教育課
問い合わせ先		淡路市教育委員会 学校教育課 (TEL 0799-64-2519)
事業担当課・係		淡路市教育委員会 学校教育課

市 町 名 南 あ わ じ 市

事業名	南あわじ市通勤・通学者交通費助成金	
事業主体	南あわじ市企画部ふるさと創生課	
事業概要・目的	高速バス等の利用による居住地からの通勤又は通学を奨励するためその費用の一部を助成することにより、定住人口の増加を図り、市の活性化を推進することを目的とする	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	(1)南あわじ市に居住し、本州又は四国へ高速バス又は船舶を利用して通勤又は通学する者 (2)南あわじ市に居住し、一般路線バスの利用だけでは通学が困難であるため、高速バスを利用して島内の学校へ通学する者	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③盲・聾・養護学校(現特別支援学校)の高等部 ④専修学校高等課程
	県外の扱い	通学者が南あわじ市に居住し、県外の学校等に在学していても対象となる
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	・高速バスのバス停から高速舞子又は小鳴門橋バス停までの区間 通学(島内):20% 通学(島外):30% ・船舶利用の区間 通学:30% ※助成率は、対象区間の定期券購入額又は同相当額に対して
貸付利息	—	
申請時期	定期券購入後速やかに	
申請書類	①申請書②在職証明書(通勤の方)または在学証明書(通学の方)③助成の対象となる定期券の写し(または、交通機関発行の定期券購入証明書)④勤務先の通勤手当支給額証明書⑤請求書兼振込依頼書	
支給時期	申請から1ヶ月以内	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	市役所 ふるさと創生課へ	
問い合わせ先	南あわじ市企画部ふるさと創生課(TEL 0799-43-5205)	
事業担当課・係	南あわじ市企画部ふるさと創生課 定住対策係(TEL 0799-43-5205)	